

り、実地の査定をいたしたものが五〇%余りだと思ひまして、残りは机上査定をいたしたものが非常に多かったものでございまして、従ひましてその後におきまして、それを数度にわたりました再査定というのをいたしたわけでありまして、従ひまして、当初の査定よりもだんだん実際に査定いたしました結果、工事費は減つてきております。今回の災害につきましては、今まで出ておる資料は、災害の総額等につきましては、やはり現地の報告でございまして、実際の査定をいたしますれば数字が変わつてくると思ひますが、現在の査定におきましては、もうほとんど九〇%まで実地の査定をいたしたので、今御心配のような数字は、現地の状況に合わないような数字が出てくるという様なことは、私は非常に少ないのじやないかというふうに考えております。確かに御指摘のように、二十八年におきましては、実地査定をいたしたものが非常に少なかった、五〇%でございまして、残りの分につきましては御指摘の点があつたのではないかと、これは考へております。ただその後の再査定等をいたしまして、また竣工検査等もいたしておきますから、要らないような金を使つたという様なことは、あるいは検査院の指摘等の問題以外には……私は、指摘されている事項も二十八災は相当多いわけではございますが、最近実地査定をすつと努めてやつておりますから、非常に指摘事項も減つてきておりますが、今回の災害につきましては、なお実地査定をできるだけ多くして、全部をやるようにいたしまして、そういうふうな不都合な事態が起

きないよう努力いたしておるわけでありまして、二十八災につきましては、御指摘のような点があつたのではないかと、これは考へられるわけでありまして、

ういふ事例があるならば、そうしたいと思ふのです。で、今建設の方ではそういうことがあつたかも知れぬといふことを、河川局長言つておりますけれども、あつたならあつたといふ資料を出さないといふ言つてゐるのですが、どうもそれが無いと、これは大蔵省だけなら、予算計上するだけで、決算云々といふことは無いと思ふ。建設省、当時もあなた局長がいたでせう。二十八の河川局長がいたでせう、二十八のときにも、そうじゃなかったか。

○政府委員(山本三郎君) 排水排土の關係は計画局の所管でございまして、大蔵省の出してきた資料でございまして、これが一応河川等の内容でございまして、当初の査定が千百十九億で、実際にやつてみたら剰余金が設計差で三十二億余り、入札に實際出した二十七億余り、それらを合わせますと六十億少なくて済んだ。それからその後の状況の変化によりまして、仕事をやらないうで竣工したものが三十億余りあるといふこととございまして、それから災害関連の振りかへ使用といふのは、結局、災害関連でとるべきものを、当初の査定では入つておつたから、その分は災害関連としてやつて、補助率を変えたといふ、一般の改修と同じような補助率にいたしたといふ額が九億五千九百万円でございまして、結局、これだけの金は当初の査定額より少ない額で災害の方は済んだ、こういう内容でございまして、私の方でも今調べておりますので、おそろくこの数字通りだと思ひますが、今調べておりますから後ほど……

○田中一君 大臣見えたから何うのですが、今伺つてゐるのは、二十八年度で計上された予算が実際に使われないうで、仕事はなかつた。たとえば土量の問題にしても、動かす土量がなかつた。そのために金が余つてしまつたといふ事例があつたように聞いておる。あなた当時衆議院の方の立法のときの委員長やつておつたから、あなた自身として二十八年度度の決算調べたことがございまして、

○田中一君 治水課長ならもつとこまかく知つてゐるはずじゃないの。○田中一君 治水課長に……

○田中一君 今、大蔵省から「二十八年度復旧事業費のうち河川等及び農地、農業用施設に生じた還付金及び剰余金等に関する調査」といふのが出ておりますが、これは委員長、宮崎主計官を呼んで、ちよつと説明してほしいと思ふのです。

○政府委員(山本三郎君) 排水排土の關係は計画局の所管でございまして、大蔵省の出してきた資料でございまして、これが一応河川等の内容でございまして、当初の査定が千百十九億で、実際にやつてみたら剰余金が設計差で三十二億余り、入札に實際出した二十七億余り、それらを合わせますと六十億少なくて済んだ。それからその後の状況の変化によりまして、仕事をやらないうで竣工したものが三十億余りあるといふこととございまして、それから災害関連の振りかへ使用といふのは、結局、災害関連でとるべきものを、当初の査定では入つておつたから、その分は災害関連としてやつて、補助率を変えたといふ、一般の改修と同じような補助率にいたしたといふ額が九億五千九百万円でございまして、結局、これだけの金は当初の査定額より少ない額で災害の方は済んだ、こういう内容でございまして、私の方でも今調べておりますので、おそろくこの数字通りだと思ひますが、今調べておりますから後ほど……

○田中一君 実はこの点についても、この災害特別委員会ができて、直ちに大蔵省に対して要求してゐるのです。むろん前回の場合には、今も言つてゐる通りに議員立法ですから、実際の査定といふものが完全にはなかつたのだらうと思ふのです。当然その裏づけるところの法律ができれば、裏づけるところの査定を固がしなければならぬ、予算措置をする責任からいって、それは今河川局長が言うように、五〇%何%しか査定しなかつたといふことになりまして、誤つたものがあるのじやないかと思ひます。そこで大蔵省に要求してゐるのです。この予算と決算ですね、出てこないわけなんです、まだ、これがないと僕はその何ともし難い。これは通つてしまつたのだ。せめて法案に關して付帯決議なり何なりつけて、この法案の審議をしたい。結論としてはそういうものをつける、そ

○田中一君 今、大蔵省から「二十八年度復旧事業費のうち河川等及び農地、農業用施設に生じた還付金及び剰余金等に関する調査」といふのが出ておりますが、これは委員長、宮崎主計官を呼んで、ちよつと説明してほしいと思ふのです。

○政府委員(山本三郎君) 排水排土の關係は計画局の所管でございまして、大蔵省の出してきた資料でございまして、これが一応河川等の内容でございまして、当初の査定が千百十九億で、実際にやつてみたら剰余金が設計差で三十二億余り、入札に實際出した二十七億余り、それらを合わせますと六十億少なくて済んだ。それからその後の状況の変化によりまして、仕事をやらないうで竣工したものが三十億余りあるといふこととございまして、それから災害関連の振りかへ使用といふのは、結局、災害関連でとるべきものを、当初の査定では入つておつたから、その分は災害関連としてやつて、補助率を変えたといふ、一般の改修と同じような補助率にいたしたといふ額が九億五千九百万円でございまして、結局、これだけの金は当初の査定額より少ない額で災害の方は済んだ、こういう内容でございまして、私の方でも今調べておりますので、おそろくこの数字通りだと思ひますが、今調べておりますから後ほど……

○田中一君 還付金がゼロになつてゐるのはどういふわけですか。剰余金と還付金とどう違ふのですか。まあ、君がこの資料について説明するから何うのだけれども。

○政府委員(山本三郎君) この点も今調べておりますから、詳しくは……

○田中一君 君が大蔵省の出した資料を説明するものだから……

○小酒井義男君 河川局長、今のお話ですとあれですか、査定よりも少なくて済んだといふことは、査定が相当甘過ぎたといふことなんでしょう。それじやないですか。

○河川局長 今の御話は、査定よりも少なくて済んだといふことは、査定が相当甘過ぎたといふことなんでしょう。それじやないですか。

○田中一君 今、大蔵省から「二十八年度復旧事業費のうち河川等及び農地、農業用施設に生じた還付金及び剰余金等に関する調査」といふのが出ておりますが、これは委員長、宮崎主計官を呼んで、ちよつと説明してほしいと思ふのです。

○政府委員(山本三郎君) 排水排土の關係は計画局の所管でございまして、大蔵省の出してきた資料でございまして、これが一応河川等の内容でございまして、当初の査定が千百十九億で、実際にやつてみたら剰余金が設計差で三十二億余り、入札に實際出した二十七億余り、それらを合わせますと六十億少なくて済んだ。それからその後の状況の変化によりまして、仕事をやらないうで竣工したものが三十億余りあるといふこととございまして、それから災害関連の振りかへ使用といふのは、結局、災害関連でとるべきものを、当初の査定では入つておつたから、その分は災害関連としてやつて、補助率を変えたといふ、一般の改修と同じような補助率にいたしたといふ額が九億五千九百万円でございまして、結局、これだけの金は当初の査定額より少ない額で災害の方は済んだ、こういう内容でございまして、私の方でも今調べておりますので、おそろくこの数字通りだと思ひますが、今調べておりますから後ほど……

○田中一君 還付金がゼロになつてゐるのはどういふわけですか。剰余金と還付金とどう違ふのですか。まあ、君がこの資料について説明するから何うのだけれども。

○政府委員(山本三郎君) この点も今調べておりますから、詳しくは……

○田中一君 君が大蔵省の出した資料を説明するものだから……

○小酒井義男君 河川局長、今のお話ですとあれですか、査定よりも少なくて済んだといふことは、査定が相当甘過ぎたといふことなんでしょう。それじやないですか。

○河川局長 今の御話は、査定よりも少なくて済んだといふことは、査定が相当甘過ぎたといふことなんでしょう。それじやないですか。

○田中一君 還付金がゼロになつてゐるのはどういふわけですか。剰余金と還付金とどう違ふのですか。まあ、君がこの資料について説明するから何うのだけれども。

れども、国会において財源をいかにするか、一銭一厘もむだにしてはいいかぬというわれわれの立場からすれば、とてもそういうことはあなたのような太ッ腹の氣持を持つておられては容認できない。これはおそらくみんなそうだと思う。

○**國務大臣(村上眞君)**　そうではないのです。私は太ッ腹で言っておるのではない。もしこの逆の場合を考えたら……。

○**田中一君**　逆の場合は何でもない

すよ、金を。二十八年度のときは、予算は、今回のように予備金ですね。予備金というものがあつたかないか、ちよつと記憶ありませんけれども、予備金支出すればいいのですよ。今度の場合は、第二補正予算というものは八十億の予備金だというふうな見方をしておられます、今日まで補正する場合に。今度の予算の補正の仕方は八十億であるから、しかし前回、二十八年度はどうだったかわからないが、これは大蔵省が来たら聞きますが、あなたのよな説明では僕らとして納得できない

いのです。
 ○米田正文君 田中君の今の質問に關連ですけれども、この入札差、設計差といふものが出てきておるのですけれども、実際にわれわれが現地に行つて実情を聞きますと、二十八年の水害につては、むしろ途中でいろいろと打ち切られたと、そのために工事が完成せず困つておるといふところがたくさんあります、ということ、現地では非常に言うのです。ということ、当初設計の査定をしてずつと続いてきたものが、六年な七年なりたつておる間

たようなことはないだろう。建設省といたしましても、強くその線を進めていきたいと考えております。

○米田正文君 それに関連して。私は予算委員会の際にも大蔵大臣に言ったのですけれども、入札差金というものが出来るのは当然であつて、入札差金が出たからといって、その何パーセントかを査定率の中にかけて、それだけ申請額のうちから減らしていく、そして最後の最終見込額というものをを出すという考え方は適當でない。なぜなら、入札を事務的に執行していく上において、どうしても差金が出るわけ、それが出来るからといってそれだけ引く、また翌年また出たからといってまたそれだけ引いたら大へんです。あとになつて零になつてしまふじやないか。結局それだけ入札差金を引くというところ、工事を圧縮するということであつて、当然事務的に残るべきものは残して、あとで還付するならば還付するという制度が、最も正當な方法だといふことを私は力説したのですが、大蔵大臣は、これは理屈はその通りだと思ふけれども、しかし実際上昨年この方法でやつていっているのですから、まあこの方法を今年もとるといふ答弁だったのですけれども、しかし私は、その考え方としては、入札差金が出たからといって、当初の申請額からその分だけ率を引いて最終見込額を出すという考え方は適當でないと思ふが、大臣のお考えはどうですか。

○國務大臣(村上市君) 私も全く御意見の通りでありまして、入札差金が出たから、その差金だけ減して一つの予算を組む、そうするとまたこれに入札差金が出てきますので、そういうことを繰り返して参りますと、極端に申しますならば、工事を請け負う者がなくなる状態になつてくるおそれがあると思ひます。従ひまして、公正な設計による公正な判断によつての予算というもの、これはいかなるものにも左右されない一つの公正なものを出して、それによつて入札差金を出ることは、これは私はあえて差しつかえない、かように思つております。

○田中一君 この資料の計数は全部建設省、農林省から出したものだといふことなのですから、わかつては工事が、この竣工あるいは中止した工事が、これについては資料で出して下さい。

それから自治庁長官に伺うのですが、地方起債、もう一つは交付金、そのうしたものは何ですか、前年度の実績を基準として当該年度に出すということになっているのですか、前年度の決算による調整のための交付金といふものを考へておられるのか。たとえば途中で二年、三年かかつて竣工あるいは中止というやうな問題があつた場合には、それらの問題に対してはどういうふうに扱つておられるのか。そういう点のまた実際の調査といふものを行なつてゐるのか。これは奥野君でいいのです、これはどういふことになつてゐるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方交付税の方は、これは御承知のやうに一般財源でございまして、交付税の交付額を決定いたします場合には、災害の規模等を基礎にしていたわけでございます。しかしながら、これをどう扱うかといふことは、地方団体の任意でございまして、使ひ方のいかんによつて減額とか還付とかといふ問題は起こらないわけでございます。別途に減額、

還付の問題は、違法支出等についてはなし得るといふ権限はございましてけれども、お考えのやうな意味での減額、還付といふことは起こらないと思ひます。地方債の方は、これは特定の費目について認める許可でございまして。しかし、実際の工事をやつたけれどもそれだけ使ひなかつた、しかしながら、すでに許可額の大きいものだから資金を多額に借り入れておつた。調査した結果、それが判明したという場合には、やはり資金を返させるといふやうな措置が今日とられておるわけでございます。そういう意味の調査も随時行なわれております。

○田中一君 その場合にはどうも赤字で、過剰な負担を受けておるといふ場合には、やつたことにして、起債だけはもつたといふことなのか、実際はどうなんですか。そういうことをして還付させたといふ例は全国的には各所にございまして、毎年、毎年どれくらいございまして。

○政府委員(奥野誠亮君) 会計検査院が政府資金の使用状況を調査した結果、そういう事例があつて返させたといふことはございまして。しかし、それはそれほど大きな数字に上つてゐるものじやございません。ごくやはり例外的にそういう場合があるという程度でございまして。

○田中一君 とうとうと、あまりそういう事例はないといふことですね。それとするとこれは小さい市町村に考へてみれば、この三十億といふものは大きいのです。三十億五千三百万といふものは非常に大きなものですが、会計検査院の検査にしても、抽出検査的なものを全部が全部やるわけじやない。だから

そういうやうな不正とまでいひかないまでも、むだな金の使ひ方といふことになるのですか、あるいはどこへ使つたかわからないといふことなんですよ。私は自治庁としても相当大きな起債の面について実態を調べる、ただ会計検査院が批難したからといって、それではじやこするのだといふことじやなくして、やはり実態を調べる、調べておられるだろうと思ひますが、ただ一般地方交付金そのものはそのままやつてしまふばいいのだといふこと、それはその性格としては、地方交付税はいかゞとしても、起債の面などには相当狂いがあるんじゃないか。二十八年度の災害全部で四十三億四千百万といふものは災害としてこれが竣工あるいは中止といふものになつておるので、この際ではあなたの方では起債とにらみ合せて、どういふことになつておるか、調べたことがございまして。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方債の許可額を決定いたします場合には、国の予算に応じて許可額を決定するわけじやございません。予算が執行された結果について地方債の額を決定するわけでございます。従ひまして、ここに剰余が出ました場合には、剰余をさつぱり残りの額、これしか配分されておられませんので、その額を基礎にして地方債を決定する場合がございますので、御心配のやうな事態はないんじゃないかと思ひます。

○田中一君 それも決算によつて起債を認めるんですね。

○政府委員(奥野誠亮君) 決算というと語弊があるかもしれませんが、とにかく各省が補助金額を決定したものに

基づきまして、地方債の額を算定いたして参るわけでございます。

○小酒井義男君 建設省と自治庁に一応お尋ねいたしますが、先日の特選委員会での委員からもちよつと質疑に出たことなんです、風水害の激甚地の中で特にひどいところですね。同じやうな今年度中に二回にわたつて災害を受けたといふやうなところは、一回の激甚地よりもさらにこれは深刻な影響を受けておるわけですね。そういう地域に対して補助なりあるいは自治庁の起債なりといふやうなものは、特別なものをやはり考へてやらなければいけないのじやないかといふふうに思ふのですが、建設省の工事の扱いでも具体的にどういふふうなことを考へてゐるのか、承りたい。

○國務大臣(村上市君) たとえば根吉地の輪中地区についてだろうと思ひますが、この地区のごとき、わずか一月もたないうちに再び破壊してまた冠水を見たといふやうなところにつきます、特別な措置については、私の知る範囲ではないのですけれども、しかし、あの地域の仕事の仕方については十分再検討いたしまして、ああいうことを繰り返すことのないやうな方法をやるということが第一であります。二度の災害によつて新しい被害を二度受けておるとすれば、これは新しい部分に対しては当然立法によつても措置する必要がありますと思つております。しかし、前、水の入つた、一週間入つておつた、今回もまた一週間入つておつた、しかもそれがちよつともそれに

よって大した特別の異常のないものに
対しては、これはやはりこの法の尺度
によつてすべてを決定することになる
と、私はこう思つております。

○国務大臣(石原幹市郎君) 起債の方
は、この事業量がきまつて、それに基
づいてつていくわけですが、特別の
何という問題が起り得る余地がない
と思ひますが、特別交付税の配付に
あたつては、これは十分そういう事情を
勘案いたしまして、裁量のきく範囲内
で、できる限りの措置をしたい、かよ
うに思ひます。

○小酒井義男君 建設大臣にまずお尋
ねいたします。あとの再度災害を受け
たところですね。これは今度の法律に
よつては山梨県方面にもそういうこと
があるようです。私は特定の地域を
あげておるのです。その前の、再度受
けるまでに使つた費用ですね。こうい
うものはやはり国の方で見てもやるとい
ふ必要があるのじゃないかと思ひます
が、そういう点はもう十分なんでは
うか。

○政府委員(山本三郎君) 前に使つた
ものにつきましては、いずれも災害の
金額の中に入れて、国の負担をい
たすように考へております。

○小酒井義男君 前の使つた費用とい
うものは、全部やはり持つてやるとい
う形にしてやらぬといかぬのじやない
かと思ひますが、どうなんでしょ
う。

○政府委員(山本三郎君) 山梨県等に
おきましては、非常に高率の負担にな
りますので、ほとんど国の費用——九割
六分くらいが国の費用になりますの
で、ほとんど国の負担ではないかとい
うように考へております。

○小酒井義男君 それから自治庁の方
では、普通のものに対しては何かの
プラス・アルファというものは考へて
おるのだと、プラス・アルファにはな
るのだ、こういうふうの御説明だと思
ひますが、いいでしょうね。

○国務大臣(石原幹市郎君) 特別交付
税の配付については、それを考へてい
いと思ひます。それから起債の方は、
今建設省でお答えになつたように、い
ろいろ分量がきまつていきますから、
それに基づいて起債をつける、こうい
うことになるわけでございます。その
御心配はないと思ひます。

○小酒井義男君 それから次に、建設
と運輸省がいらっしゃるが、建設省、
運輸省なんかの関係する工事ではござ
いませぬ。これは私は、計画は各省で相
談をされて、そして工事はどこか一カ
所です。やるといふことが能率的で経済
的じゃないかという考へを持つておる
のですが、今急にそこまではどうも行
きやうにないのです、現状では。そこ
で今度の災害の関連の工事をやる場合
に、今まで何か技術的な方面の打ち合
わせというものがやられてきておるの
か、今後これが完成するまでにどうい
うような連絡といいますか、あれをも
つて進められていくのか、今までの
経過と、これからどういう方向で、構
想でやられるかというところをお聞きし
ておきたいのです。

○国務大臣(村上勇君) それぞれの所
管に分かれておりますが、しかし関連
している事業の場合には、各主務大臣
が會つて、相談いたしまして、そして
これはどうしても一省にまづめて
やるのがすべてに便利であり、また
その方が非常な得策だという場合に

は、相談の上、主務大臣を一つのある
特定の主務大臣にまかしてやるという
こともでき得ますので、その点につき
まして、まあ何もかもそうというわけ
にはいきませんが、特殊な場合にはそ
ういうこともわれわれ十分取り入れて
参りたいと思つております。

それから設計等につきましては、非
常に高度の設計であり、それにまた特
殊な設備を持たなければならぬという
な、たとえば伊勢湾等の防潮堤等の設
計等につきましては、これはもう十
分、ただ単に建設省だけで勝手な設計
をきめてやるということではなく、これ
に関連する運輸あるいは農林、これら
と十分連絡をいたしまして、そして
協議の上で、抜本的なものを作つてい
くというところが望ましいと思ひまし
て、今回も高潮等の対策に協議會をこ
の三省の間に持ちまして、内閣審議室
に各省からの練達さんのような技術家が
集まつて、それぞれ協議を整えておる
次第であります。なお十分確信を得る
ために、それだけでもまだ不足がある
と考へまして、民間の学識経験者にも
相談して、その上ですべての構造ある
いは強度等については十分研究した上
で仕事に取りかかると、こういう
ことで現在その仕事を進めつつあると
ころであります。

○小酒井義男君 それで予算はそれぞ
れの各省が要求になるわけだと思ひ
ますが、この場合ですね、こういふと
きに、やはり最終的な工事が、同じ形
でといひますか、それが関連をして効
果のある工事を行なうという建前で、
予算はそれぞれお取りになつて、そ
して技術的な問題等では連絡協議の上
で技術的なものはきめる、そして工事

をやつていくのだ、こういうことにな
ると思ひますが、予算の取り方など
でもそういう点は十分連絡をとつてお
やりになるのをごさいますしよろね。

○国務大臣(村上勇君) 予算の相手方
は結局大蔵省でありますから、その仕
事の設計、立地条件等が全く相ひとし
いものでありますならば、これは同じ
国の施設に予算に甲乙はないと思つて
おります。従ひまして、各省ともにこ
の予算につきましては、何ら私は大き
な、立地条件が同じであるならば差異
は生じないものだ、かように考へて
おります。

○小酒井義男君 それから、こういう
ことを聞くのですが、海岸堤防など
は、以前は赤土や粘土というやうな
のが使われておつたのが、予算単価が
非常にきびしいので、砂が最近では使
れておる。それが水害なんかの場合に
非常に大きな弱体になつておるのじや
ないかというやうな話を聞くことがあ
るのですが、そういう点はどうなん
でしょう。

○政府委員(山本三郎君) やはり一番
堤防の問題は、波が来た場合に表面か
ら浸蝕をされて堤防がくずれるとい
うのが多いわけでございます。波
が上を越しまして、裏が土であるよう
な場合には、一たまりもなくこわれて
しまひます。今回の災害におきまして
も、前の方はコンクリート等で作つて
おりますから、それからやられたのは
非常に少ないわけでございます。波
が上を越して裏からやられたのが多い
わけでございます。その際に、裏の
土がやはり砂等でありまして、くず
れる度合いは多いわけでございます
が、それも非常に問題ではあると思ひ

ますけれども、何といたしまして、
やはり表面を浸蝕を受けないやうな方
法にしなければならぬ。この点に關し
ましては、やはり砂であらうと土であ
らうと、その抵抗力は変わらぬわけ
でございます。私もどなたもいたしまして
は、どうしても波をかぶる、直接当た
るところはあつてございまして、それ
ども、裏側におきましてはコンクリ
ート等を張りまして、波によつて浸蝕を
受けないやうな方法を考へなければい
けないというふうに考へております。

○小酒井義男君 運輸省でやりにな
つておつた関係はどうなつておつた
のですか。今までコンクリートの内側
というのはいまだ砂ですか。

○政府委員(中道峰夫君) 今河川局長
が答へられた通りなんです。運輸省
でやつておりますものも、やはりコン
クリートで頂部、それから堤体背後の
のり面を固つたものはほとんど被害を
受けておらないわけですね。従来でも
うけた工法のところもありませんし、
それからそのところの状況によりまし
て、土で、それにしほを張りまして固
めていくというやうな工法をとつたと
ころもございまして。

○小酒井義男君 何か今度の災害で、
建設省と運輸省と農林省ですか、こ
ういふ工事の境目といいますか、そう
いうところに非常に決壊の箇所が出た
というやうな話を聞いておるのですが、
そういう事実はお認めになりますか。

○政府委員(山本三郎君) そういう点
よりも、地形的に申しまして、非常に
堤防が曲がつておつたというやうな
ところは、やはり波が集まつて参りま
して、そういうところはやられてい
る傾向があるわけでございます。それで主

として今回のやられたのは、コンクリートで巻いてあるところは、高さのいかにかわらず持つておる。巻くつもりでやったのがまた巻かれていないようなところが、表だけ巻いておつて上と下の方の部分が残つておつたというふうなところがやられておる。今、今回の実績にかんがみまして、どうしてもこれは全部巻かなければならぬというふうな結論に私どもは到達しているわけでございます。

○小酒井義男君 それは各省ともやはりそういう方針で計画を立て、予算の要求をされるという連絡はとれておるんですか。

○政府委員(中道峰夫君) 先ほど建設大臣がお話しになりましたように、対策の協議会が開かれております。そういうことで各省連絡して、統一して計画も、設計も進めておるわけでございます。

○小酒井義男君 もう一つ建設大臣、これもやはり運輸の關係があると思うんですが、これは具体的な話になるんですけれども、伊勢湾が御承知の通り臨海工業地帯で、埋立計画があり、あるいは製鉄会社の建設が予定され、これから港湾としても、あるいは工業都市としても、いろいろな計画を持つておるわけなんです。そこで災害の復旧もやはりそうしたあそこの工業やあるいは交通關係などというふうな問題にまで関連をさせた総合的な復旧といえますか、改良計画が当然必要になつてくると思うんです。そういう点について、今回の災害の復旧とそれらの問題を関連を持たして計画を立てておるのか、そういう構想があるのか、承りたいんです。

○國務大臣(利上勇君) あの地域における災害復旧につきましては、たとえは名四国道等のこれから事業を始め、しかもそれが海岸線を通るというふうな場合には、これはすべての堤防の上を通るというわけにはいかないと考えますけれども、御承知の日光川の逆水門等は、これは十分強固なものを作りました、幸いに名四国道の通過地点でもありますので、そういう場合には国道もこれに併用するというふうなことにすれば、一そう強固なものになり得ると思つております。その他の地区におきましても、でき得る限り関連するものにつきましては、その堤防の強化の上からも、そういうものも合わせて考えて参りたいと思つております。

○小酒井義男君 運輸省はどうですか。

○政府委員(中道峰夫君) 伊勢湾の臨海工業地帯が最近非常に進展をしておるわけでございます。中京地区としては大きな期待をかけて整備を進めておるわけでございます。で、御承知のように東海製鉄が知多半島の地区に建設の予定をしておるわけです。さらにそれに続いてそれよりも南の地区にも埋立計画がございます。そういうことで伊勢湾の特に名古屋付近はどうしても臨海工業地帯、港湾等についてはこの災害の状況にかんがみましても、これを安全に守らなければならぬというところで、まあ運輸省といつたしましては、知多半島の側はただいま申し上げましたように埋立地がもう予定されているようなことでございますので、それを利用いたしまして、それに加えて防波堤を突き出すというふうなことをすることが非常に効果的ではないか。

それですらに西の方の海岸につきましても、これに対応してやはりこれも埋立地の計画がございます。まあ伊勢湾の今回の災害で名古屋地区ではいろいろ大型船舶の座礁が相当あったわけでございます。また流木、それから沈船、港内の船舶の流出というふうなことがございまして、どうしても重要な地区については単に堤防だけでは危険ではないか、これを防波堤によつてそういった危険な状況を除去したい。それから台風の際に波浪を呈するわけでは、非常に異常な現象を呈するわけでは、特にあのように入込み入った地形に對しては、個々について非常に複雑な波浪現象を起す、従つて海岸地区でこれを防ぐといふことは非常にむずかしい点が出てくるわけでございます。それでこれを防波堤によつて事前にこの勢力を減殺してしまふということ、非常に効果的であるといふふうにまあわれわれの方は考えているわけでありまして、簡単に申し上げますと、大きな一万トンくらいの船舶がぶつかるといふことになりましたと、防波堤であれば、これまでも大してどうということもほかにないことになりましたが、陸地でありまして、非常に大きな支障をきたすといふふうなこともありますので、ああいった地形については防波堤の築造、これにより波浪なり、あるいはその他の危険物の防護をす、合せて港内はこれによつて平時平穩に保たれる。従つて臨海工業地帯等においても、各工場は安心していろいろな施設を持つことが出来ますし、また企業家も安心してそこに投資することができるといふふうなことも考え

られますので、そういうふうな計画を立てているわけでございます。

○小酒井義男君 これは一度工事をやりますと、あとを変更するといふようなことがなかなか困難な事情もできてくるわけですし、経済的にも非常に不経済なことになるのですから、総合的な観点で一つ御検討をいただきたいというところを御要望を申し上げて、建設省に對する質問はまだありますけれども、これはあとでまたお尋ねすることにして、私は運輸省等との関連の質問はこれで一応終わりました。

○田中一君 あなたのほうの築堤ですね、海岸堤防をやる場合に、それからことに防波堤等をやっていく場合に、大体ケイソンでやっていくのですか、ケイソンで、沈め石式のものでやっていくのですか、その場合に基礎をどうしていますか。

○政府委員(中道峰夫君) これは御承知と思いますが、地形、地質等によりまして工法がいろいろあるわけでございます。今その現地の実情、個々にについて申し上げる段階ではないと思ひますが、普通といつたしましては軟弱地盤の場合には特殊に基礎を固める工法をとらなければなりません。しかし名古屋の、今の伊勢湾の地区ではそれほど軟弱とも考えられない。従ひましてまあ普通の工法としては捨て石を下に敷くわけでございます。基礎としては……それからもし地盤が悪ければそのその悪いヘドロのようなものを除去いたしまして、砂に置きかえる、さらに悪いときはくい打ちをするといふふうな、それからもう悪い場合は軟弱地盤を、最近のサンドレン工法といふのがございまして、砂のパイプの

よりなくい工法で固めていくというふうないろいろな工法があるわけでございます。そういうもので基礎を固めて、その上に今度は防波堤の堤体を築造する。この堤体の構造は、まあ現在のところではケイソンが一番有効ではないか。非常に延長も長い規模も大きくなりますと、どうしてもそれを早く安く確実にやるという点ではケイソンが一番いいんじゃないか。それからケイソンだけでは不安なところがありますから、それをさらに根固めをするわけでございます。それには、昔は、昔といつても現在でもやつておるかもしれないけれども、基礎にコンクリートのブロックのようなものを積み重ねまして補強をする。しかし、最近では、テトラポットと申しまして、四つの足のコンベイトを大きくしたようなものがあるわけでございます。フランスの特許になつていまして、非常に効果的に働くといふことで、そういう工法を考えております。まあ地形なり地質なりによりましていろいろなことを考へて、一番安く確実に有効にということをやろうわけでございます。

○田中一君 どうも、安く確実にといふのはなかなか困難でしてね。岩盤までおろしているといふことはしてないわけですね、現在は。

○政府委員(中道峰夫君) 岩盤のある所とない所とあるものですから、岩盤があればそれは今度岩盤に対する工法というのがあります。ですが、普通多くの場合、岩盤のある所は少ないので、砂地が多い……

○田中一君 岩盤のある所は少ないんだというところは考えられませんか。どこでそういうことを言うのですか。岩盤が深過ぎるということはあるけれども、岩盤がないんだということはないですよ。そんなめっちゃくちゃなことを子供だましに言っちゃだめですよ。

○政府委員(中道峰夫君) 私の申しましたのは、防波堤を築造する個所について申し上げたのであります。岩盤はもちろんだかにはあると思います。

○田中一君 そこで、これは御承知の科学技術庁の資源調査会でずいぶんいろいろ地盤調査をやっておりますが、ケーソンもふっ飛んでいる場合が相当あるですね。むろんあんなコンベイトーミたいのも飛んでそこから相当の距離まで流されたというものもあります。で、一体あなたの方が安くよくという考え方は、岩盤に直接基礎が届いていれば、これは割合に丈夫なものらしい、そこから打ってくるならばですね。どうなんですか、何メートルぐらいたのところが一番あなたの考えている——一般の民間企業ならば、これは採算ベースも考えますけれども、国として考える場合には、どの辺が一番あなた方が考えている安くてよくということになるのですか。

○政府委員(中道峰夫君) 安くてよくというのは、つまり、設計としては、むやみに工賃をかけるということじゃないので、外力に対して十分安全であるということが設計の基準になるわけでございます。そういうことで設計をする。今のお話の、どの辺の深さが安全であるかという点は、お話しのように、岩盤があらますれば、そこへ直接乗せて、それを固めていくというの

が、これが一番安全なわけでございます。その岩盤の深さが非常に深いというところになりますと、そうすると、それまでに達するのにくいを打つとかあるいは土が悪ければそれを取り除くとかいうことで非常に工賃がかさんでくるわけでございます。ですから、一がいには申しませんけれども、一がいには、われわれ普通に今までやって参りましたのから申しますと、砂の場合ですと、どうしても海底が五、六メートルくらいあるところが一番いいんじゃないかと考えますが、それ以上になりますと、非常に大きな泥の置きかえをやったり、くい打ちをやったりしなければならぬ。ですから、岩盤が近ければ近いほどそれは安全だということにこれはなります。

○田中一君 今度の三県下の海岸堤防の問題にしても、基礎をどの辺までおろそうというところなのか。これはもうたとえば岩盤までやりますというところが一番いいのでしょ。だけれども、それが相当深い所、三十メートル、四十メートルという所もあるかも知れない。おおむね海というやつは、大体どこでもこれは川が山から土を持ってきた埋立地なんですね。自然の埋立地なんですよ。従って沖積層が非常に深いということが言える。これが何万年かたつてから——あなた方専門家がだけれども、僕は本を読んで知ったのだけれども——岩盤になる。従って、地盤沈下というところは絶えず行なわれているというところなんです。何十年にどのくらい沈下するか、自然沈下というのとはどのくらいあるか、ちよつとわからんけれども、とにかく地盤沈下というところは絶えず行なわれているということでは

す。そこで、そういうものに対処して、かりに岩盤まで行くことがとても金がかかってだめだというなら、どの辺が安くてよいという考え方で今度の海岸堤防を立てようとするか。これは大問題なんですよ。何万年前から自然のうもったのはやはり人間の力以上のものがあつた。きのう、中曾根君は、今日では月の裏側も見られるのだから自然を克服できるんだという大みえを切っておつたけれども、それは議論としてはけつこうでせう。しかし、何といつても、われわれは大自然の圧力で常に脅かされている現実を知らなきゃならないんですよ。今度の海岸堤防でも、私が心配するのは、少なくとも今小酒井委員が質問しているような臨海工業地帯の地盤というものは、もう全部が全部、きのう資料を各大臣に差し上げたのですが、全部が全部沖積層だということなんです。いわゆるかつての河川の扇状地だということですね。具体的に言へば、埋立地だということ、自然の埋立地だということなんです。この上に堤防を築造する場合、今決める高さだけでは永久じゃない。岩盤ならば大体永久でせう。しかし、岩盤に届かない基礎を持つものは、これは永久じゃないんですよ。地盤沈下は必ず起きているんですよ。現に、きのうも資料として配布した中にも言っているのは、臨海工業地帯というものは、あれは河口というものが全部高潮常習地域なんですよ。これは本から調べてみたところ、五十年間の統計を見ますと、五十年に三回か四回か必ず高潮を食っているんですよ。これは日本で何十カ所とあるところの臨海工業地帯が全部食っているんですよ。むろん岩盤が出てい

ところの海岸線は一向差しかえはございせん。しかしながら、今言う沖積層の区域がおおむね多いんですからね。これが船がとまるにしても一番便利ですから、そういう所へ堤防を造るという場合、今あなたのおっしゃっているような五メートルくらいにの基盤を置くのなんだという考え方は、台風が来ないでも、自然沈下が行なわれまふんですよ。そこで、そこに工業地帯というものが形成されれば、今度人工的な地下水のくみ上げ等が行なわれて、人工的な、人為的な地盤沈下が行なわれるんですよ。あなた方良心的に今の段階で非常にいいんだと云つても、これは永久ではないんです。再び築造したところの堤防は沈下する。高潮が、何メートルのものがくるかどうかはわれわれ人間としては予測できないんですよ。従つて必ず高潮に襲われる宿命にあるということは言えるのです。これを守るのにどうするかということが今回の災害によつて与えられた教訓だと思つてます。ただ現在のままの姿でもつてこれを改良すればいいんだということでは、これはならぬと思つたんです。もしも建設省なり運輸省なりあるいは農林省が抜本的な対策を考えないでやるならば、あなた方は台風待ちなんですよ。災害待ちなんですよ。災害がこなければわれわれは月給もらえないから、台風くるのを待っているのだというのにすぎないんですよ。これが大問題だと思つてます。ただ単に東海——伊勢湾をさしているのじゃございませぬ。ことに当面の伊勢湾の場合には、どういふ形でいくかということとを私はほんとうに伺いたいと思つて

です。これは予算の範囲とか何とかがいふものじゃなくて、常に僕が言っているように、技術家が技術的な良心で、これをなるとして最善の道をとらなければならぬと思つてます。ですからこれは前田政務次官がおられるが、そういう点、きのうも僕は持ち時間がなかったからなかなかそこまで言えなかつたが、実際村上さんも、再び台風を待つならば何をかいわんやなんです。ことに今あなたが言っている、名神国道を作つて、臨海工業地帯なり産業計画をもつて、あそこを都市を作ろうというところなんですよ。それから、そうなるればまた人為的な地盤沈下が推進されるということなんです。これはもう新潟市の地盤沈下で明らかですよ。これは学者がみんな言っていることなんです。学者の言うことを絶対に耳に入れないのが今の岸内閣だと思つてます。ほんとうに入れてない。そうして政治家の言うことなら何でも聞くのです。羽島の原っぱの中に停車場を作るなんというのは最近のいい例ですがね、人口はどのくらいあるか。羽島から岐阜に走ると、それから名古屋から岐阜に行くのとどっちが時間が近いかわからぬ。名古屋から行つた方が近い。道路もいい。名古屋でおいて自動車で岐阜に行つた方がずつと近い。現在羽島市から岐阜に行く自動車道路なんかありませんよ。そういうふうにあなた方は政治家の圧力には屈するけれども、村上さんは半分技術家なんだから、そういうことはしないと思つて、実際あなた方は技術家の良心というものであれば、ほんとうに考えておかなければならぬ。だから今度の災害によつて与えられた教訓、これはまず技術に

良心的であれということです。きのう小酒井さんかだれだったかが、ロッキードを少しこちに回したらどうかと請うておりましたが、これは素朴な国民のほんとうの心です。今度破堤した所にどんな築堤をするか、ただ単に改良を施すだけでは、再び災害が来るといふことを予想するよりも待つてゐるわけですね。台風待ちなんです。これを一つはつきりした態度を示していただきたいのです。これは前田さん、それから村上建設大臣から……

○国務大臣(村上勇) どうもお説教にしては少し実があり過ぎるし、私は田中さんの御意見だと、こう拝聴いたしております。少なくとも近代技術家が近代技術の粋を集めて今回抜本的なものをやろう、しかしそれは絶対に永久的でない、こういう御意見はこれは地球のことはどうなるかわかりませんが、私とすれば、あるいは永久的でないかもしれないとれるかもしれないとせん。少なくとも近代技術と申しますか、今日の科学から考へて、私としては絶対に再度災害を受けるようなものは作りたくない。それができないならば、むしろ放置する方がよいというくらいに私は強い決意を持っておりま

せん。もとより国の予算というものは、これはわれわれとしても十分——為政者の最も大事なことでありますが、しかしながらああいう一台風で何千人という犠牲を、再び今日のわれわれの責任からいつてこういふことを繰り返さず、かえすやうなことがあつては全く私には……民主主義の原則というものは何か、それは私は人権の尊重である、人権の尊重とは何か、それは人を殺さないことだ、まあ戦争もあつちやなりませ

せんが、戦争でもないのに、一台風で何千人という人を殺すというやうなことがあつてはいかない。均衡財政も大事であるけれども、いわゆる健全財政とこの基本的人権の尊重というものはどちらが先かという、私をもつて言わしめれば、この問題はどうしてもまずわれわれ十分科学的な検討をした上で、今日の科学技術の粋を集めて、今後こういふことのないやうに人権を尊重しなければならぬ、かように私は思つております。従いましていろいろ今の参考になる御意見は十分私ども拝聴いたしました。

なお今、田中先生のお話のやうに、もとよりわれわれは学者の——いわゆる民間の各大学、あるいは研究所等の学識経験者の御意見も十分尊重して、また建設省にしてもあるいは運輸省にしても農林省にしても、それぞれその技術面のエキスパートがおりますので、ただすべてを学者にまかすというやうな無責任な態度はとらないのでありまして、あくまでも三省相寄つて十分検討した上で、その上でおも一つ学識経験者に御相談して、そうしてこれならば国の経済からいつても何からいつても、この程度にやれば心配はないというものを、私は今回だけは何とかしてもそういう基礎の上に打ち立てるものでなければ、人権尊重というやうなことは、これはもう絵にかいたもちになります。そのくらの熱意をもつてこの問題に臨みたいと思ひますので、その点何とぞよろしく願ひたいします。

○政府委員(前田郁) ただいま建設大臣からいろいろお話がございまして、全く運輸省としても同感でございます。私の個人的なお話を申し上げるわけじゃございませんが、私の選挙区は災害の常襲地帯になっております鹿児島県の大隅半島でございまして、毎年被害を受けて、どうしてこの問題が解決しないかという事で、ずいぶんこれは今までも主張して参つたのでありますが、今度伊勢湾台風から国会の皆さまが真剣にこの問題をお考え下さいまして、まことに私はうれしく感ずる次第でございます。ただいま運輸省の政務次官になりまして大臣のもとに働いておるのでございますが、ただいまおつしやいましたことをもう身で体験しておりますから、できるだけのことをいたすつもりでございます。が、なお、今後とも皆さんの絶大な御支援によりまして、一日も早くこの対策は完了するようにさしていただきたいと、こう考へておる次第でございます。

○田中一君 そこであらためて申し上げますが、私のこの三重県下の四日市、桑名の一部を除いて歩いてみますと、堤防をなくした方がいんじやないかという考へ方も出るんですよ。あの地区では、ほんとにそれを痛感したんです。そうして、あなた方が、今までの築堤——これはもうきつのもんだらと言つていたやうに、幕府時代からの築堤があるというんですね。そうすると、それに対するボーリングというものはしてない。実地調査してないはずなんです。これは私は河川局長にも計測局長にも、それから港海局長にも農地局長にもお願いしたいのですが、今度築堤する個所の実地調査をしていただきたいと思うのです。必ず全域にわたつてボーリングしなければなりません。

ん。おそらくあなた方ではないと思ふんです。そうしてその岩盤までの深度というものはどのくらいあるかという事です。かりにあと五メートルいけば岩盤に届くんだという場合には、一律な——大体そんなにじくじくにいくはずはありませんから、岩盤層にぶつかれば——岩盤層はあると思ふんですよ。とにかく泥がかぶさつてでき上がった地盤だと思ひますから。それに必ず岩盤まで届く予算を皆さんの方で要求することですよ、その方が得な

んだから。今、村上さんが言つてゐるやうに、国民の生命を守るのも、財産を守るのも、日本の産業を守るのもしなければならぬことなんです。ですから、そこでもしできない場合には、放棄するといふことが一つの方法じやないかと思ふのです。築堤を、ある一定の築堤にして置いて、あとは二段がま

の方へ引いて、とにかく傾斜があるのですから、引いて、そこに、地盤を十分調べて、この地盤ならば心配ない、経済的に一番いい地盤だといふことを発見したならば、そこに引く。これも一つの方法じやないか。とうてい自然とけんかして——中曾根君はこれは超偉人ですから、もう天体とけんかして何年もやるんだと言つておりますから、これはいいでせよ。私は凡人です。これからはいいです。私は凡人です。すからできません。あなた方も私と同じやうに凡人だと思ふのです。そういうものはつきりと表明するのが——これは悪いんだから、これは危険だからこうするんだといふことならば、地元民も了承すると思ふのです。そういう点について、僕は、今後もありまして、第一に旧幕時代から作つた堤防があるなら、その堤防もボーリン

グすることです。学者がみんなしたがつてゐるけれども、金がないからできないんです。せめて民間からの寄付を集めてやつてゐるわけなんです。全部、それから臨海工業地帯の各工場等が、自分の工場等を検討する場合に、地質調査したものデータを集めてせめてその勉強をしてゐるのです。これは全国的に一つやつていただきたといふことを僕は要望したいと思ふのです。

○国務大臣(村上勇) ある一つの重要な施設をやる場合に、その地盤がどういふものであるかといふことを見きわめることは最も大事なことでありまして、しかも、あの地帯は、濃尾地震とかあるいはいろいろな地震によるところの地盤沈下のおそれがあり、また、地盤沈下しつゝあるところのやうにも承つております。従いまして、十分ボーリング等による地盤の調査をして、そして砂上の楼閣でないやうなものにしたいと思つております。多少の経費も要りますが、これは、それをやらないでいかに水面から上を高くいたしましても、もう一朝事あつた際に何の力にもならないと、これも思ひますので、十分、その点につきましては、田中委員のただいまの御意見を尊重して参りたいと思つております。

他の地区につきましては、順次その必要度によつてそれぞれ調査をいたしておると思ひますけれども、なお一そう積極的に調査して参りたい、かやうに思つております。

○田中一君 大臣は、調査してゐると思ふと言つては、三十四年度のどこにそんな予算がついてゐる、臨海工業地帯の地盤……

○国務大臣(村上勇) 三十四年度にはついでないと思ひますが、しかし、国土保全のために、従来、東京湾にしてもあるいは大阪湾にしても、私は、地盤の調査は十分できていることと思ひます。しかしながら、なお積極的に調査をして参りたい、こう思つておられます。

○田中一君 調査ができてないですよ。何にもないですよ。河川局長はどういうふうな思つていらっしゃるが、できていないですよ。

○政府委員(山本三郎君) 今大臣の申し上げましたのは、地盤沈下の激しいと目されております東京、大阪、新潟等につきましては、それに応じて地盤沈下対策をやっておりますけれども、全国的にはまだやる段階に来ておりませんから、それらにつきましては、できるだけ重要な地区からやりたい、こういう考えでございます。

○田中一君 そこで、そうなること、建築基準法で災害危険区域ということ指定して、いろいろ、名古屋市内の今度は洪水地域ですね、これなんかの問題も大体解決するやうなことに、これはなるのじゃないかと思ふのです。たとえば、この公有水面埋立法でもって地方団体に埋め立てを許可する。これは、何というか、くずとかいろいろなものを捨てるために、捨て場を求めてやつてきたのが今までの海岸埋め立ての実情なんです。そして、それを、地方財源をカバーするためにすぐ売つてしまつたのです。まあ利潤は上げないでしようけれども、相当な価格で売つてしまつたのです。だから、そういうふうなものに、住めばいいのだから、堤防があれば住めるのだから、求

めていくわけです。今のままの姿ですと、やはり、今度、洪水された量以上の地盤沈下をしなければならぬ危険でしようがないという不安を持つわけですね。これらの問題を解決しなやうなわけでは、ですから、そういう問題は、基本的な堤防の強さ、安全度というものはつきりして築造されたなら、ゼロの地域でも、そのままで排水さへうまくいけばいいじゃないかということも考えられるのです。特別な排水の方法をとつてやればいいじゃないか。水は低い方に流れるのです。そういうことは考えられるわけですよ。個人が堤防を作つたわけじゃないか、輪中を作つたわけじゃないか、ということも考えられる。さもないか、この間も僕は建設委員会だ、地方公共団体が公有水面の埋め立てをして、これを市民に売つてしまつて、そして今度のような問題が起きて、とてもそれはもう住むにたえぬ、放棄しなやうなぬといふやうな状態に陥つた場合の責任はどこにあるかといふことを、僕は建設省に向かつて追及しているのです。公有水面埋立法といふ法律は、これは単なる手続法なんです。そして、これは、地方公共団体といふよりも、都道府県の長官が認可権を持つていふのです。不良品を売ると同じなんです。地方公共団体が不良品を売つちやないけいなのです。何がために長官になつていふか、行政官の名を手へてあるかといふことを考えます。そんなものであつちやならぬのです。私は、公有水面埋立法を絶対に今回の機会に改正すべきである、そして、全国的な許可をして

いるところの埋め立ては、これはもう一べん検討すべきであるという工合に考へております。築造基準ぐらひはきめなければならぬと思ふのです。道路法における道路構造令と同じやうに、公有水面埋立法に基づく埋め立ての許可に對しては、それはどの程度港灣を害しないやうな程度にしなければならぬか、ということを決めるべきだと私は考へてゐる。こういう点について僕は、今の一応水を入れないという安全な堤防の築造によつてそれらの問題も多少緩和される、というやうな考へ方をしておりますから、どうか一つ今度の場合にはそこまでのことを一つ考へていただきたい。そのための予算の要求は当然技術的な良心をもつて要求してほしいと思ふ。こんなことは年々歳々何千億の、大体まあどのくらゐなんだろ、二千億程度はあるでしよう、平均すると、これは個人災害全部含めて、こんなものは毎年々々あつちやたまるらないです。これは踏み切つて、その村上さん、大臣は、あなたも言ふ通り長くないから、あと三十五年度の予算が通ればだつとやめてしまふから。私はあなたに二年も三年もいっていただきたいのだ。だからいろいろ一つが一つちりと対策を立てていただきたいと思ふ。

○国務大臣(村上勇) 四、五年はやるつもりです。

○田中一君 いて下さい。それから宮崎君、これは資料拝見しました。ちよつとこれは説明していただきたい。

○説明員(宮崎仁君) 大へん遅刻をいたしましたので申しわけございません。

お手元に差し上げました二十八年度災害復旧事業費のうち河川等及び農地、農業用施設に生じた還付金及び剰余金等に関する調」といふ表につきまして御説明を申し上げます。

で、御承知のように二十八年度災害は非常な大災害でございましたために、その復旧は二十八年度から本年度三十四年度にわたる相当の長期間にわたつて工事が行なわれるという事態になつたわけでございますが、その間におきまして使ひました予算から見まして、どの程度の剰余金が生じたか、またそれがどういふやうな理由で生じたか、そうしてまたその生じた剰余金はどういふふうに使ひされたか、大体こういう御趣旨の資料の御要求であつたといふふうに私も理解をいたしまして、この表を作つたわけでございます。あつては田中先生のおっしゃいました考へに合わない点があるかと思ひますが、一応この表につきまして御説明を申し上げます。

まず建設省の河川等というのをごさいます。これは建設省の所管いたします公共土木施設の補助事業の分でございます。で、これにつきましては、当初査定額という一番右の欄に千百十九億六千百万円という数字が載つておりますが、この数字も建設省の方からいただきました資料によりまして、当初の査定事業費、つまり地方の負担を加へました事業費におきまして、千二百四十億三千四百百万という数字になつておりますが、これに對しまして二十八年度は九〇・二%という平均の国費率になつておりますので、この平均の国費率を掛けまして、私の方として予算の数字として一応推算をいたしたものでございます。

のでございます。で、千百十九億という当初の査定額に對しまして、その後三十三年度までの実施、及び三十四年度は現在実施中でございますので、まあ一応の見込みの数字を教へていただきましたので、左側の剰余金といふ欄にございまして設計差額として三十二億七千万、入札差額として二十七億四千二百百万、合計六十億一千二百百万というのが一応剰余金として出た勘定になります。また工事の廃工中止等によりまして、予算が必要なくなるという事態になりましたものが三十三億五千三百百万でございます。これ以外の剰余金を災害関連等に振りかへて使用いたしました分が九億五千九百万でございます。以上合計いたしますと、全体で百億二千四百百万に相なります。これだけのものがこういふ剰余金として出て参つたということになつております。なお二十八年度災害につきましては、御承知の通り、二十九年から三十四年にわたつて、当初の査定が非常に急いでやりましたためにいろいろ手落ちもあつた、といふことで再査定の実施が行なわれておりますが、それによりまして公共土木施設関係につきましては、百十七億一千七百万円の再査定による減額がございまして、合計いたしました予算の實際に実施する金額といたしましては、この千百十九億の数字に對しまして約二百十七億が減額されて実施された、という形になつております。

次に農林省の農地及び農業用施設について見ますと、河川等の場合と同様の定義によりまして計数が上つてお

ります。すなわち当初査定額は農地、農業用施設が合計いたしました六千一億二千万円、これに對しまして剰余金等として出て参りますものが、設計差額で二億一千四百万円、入札差額で一億四千九百万円、合計三億六千三百万円となっております。それから竣工中止というようなことによりまして予算が余りましたものが十二億八千八百万、それからこのうち現実に国庫に還付金としてかえつて参りましたものが一億八百万円、それから災害関連に振替使用されたものが二億四千二百万円でございます。以上を合計いたしますと二十億百万円と相なります。これが、これ以外に建設省の場合と同様に、農林省の農地、農業用施設につきましても再査定が行なわれておりまして、再査定による減額は二百億四百万円という数字が出ております。従いまして、当初六千一億二千万円の査定額に對しまして、実施の段階で約二百二十億円の減額が行なわれておる、こういう形になっております。なお、この剰余金あるいは竣工中止等によつて予算が必要でなくなつたものは、法律上は国庫に還付されるのが原則でございますが、たとえば公共土木施設国庫負担法によりまして、国庫負担法の第十二条の二項によりまして、剰余金等が生じた場合において、主務大臣の定むるところによつてこの使用をすることができると規定がございまして、従いまして、従来の慣例もございまして、こういう設計差額、入札差額あるいは竣工中止というようなことによつて予算が余りました場合には、これを他の必要箇所に振替をいたしまして、災害復旧事業の促進を行なつておるとい

ておりますから、ですからそれに間に合わないけれども、これは建設省にお願いしたいのは、剰余金の使途、これは何に使つてゐるのか。

○田中一君　そこで、これは山本君、これはまあ法律でそうなつてゐるから使つてもいいんだと言つけれども、農林省の方、農林土木の方はどうなつてゐますか、宮崎主計官。

○説明員(宮崎主計官)　暫定措置法におきまして、公共土木施設と同様の取り扱いをいたしております。

○田中一君　そこで、まあ一億円足らずでも農林省は返してゐる。建設省はまあ若干あるかしらんけれども、まだ再査定によつてそれに含まれてゐるかもわからぬけれども、それはゼロだということとは……。

○政府委員(山本三郎君)　今の還付金の項でございまして、調べて、九千二百八十八万九千円という数字が出ております。

○田中一君　そうですね、ほんとうに少し、申しわけだな。私はこの資料を要求したのは実際言つて、前回の二十八年度災の議員立法の実態から見ても、もう便乗的なものを大幅にもらつてゐるのがあるんじゃないかという心配を持つておつたわけですよ。だからそういう意味においては、私は宮崎主計官よりももっと何というか、上のきびしい態度をとつてゐるわけなんですよ。そういう思想が、今回の立法の中に随所に見受けられるのです。こんなこと言つてまた同僚からしかられるかもしれないけれども、それであつてはならぬという気持を私は持つておるわけなんですよ。

それで実際に計画局のものが抜けておるといふけれども、これは建設省にお願いしたいのは、剰余金の使途、これは何に使つてゐるのか。

○田中一君　九千万円足らずでもこれはほんとうに還付しなきゃならない性質のものだから、還付したと思ふんですが、それは一体何であるかということですね。

それから計画並びに予算ですね、これと決算したもので、ことにこの竣工または中止というものが、何であるかということですね。たとえば三十四年度までに完成だからまだ工事進行中だ、去年はあんまり災害がないけれども、去年の小災害でそれがまたどうにか被害を受けて、もう消えてしまつて新しいものになつてゐるということもあるだろうし、あるいは本年度災でもつてそれが全部……、これは三十四年度推定ですね、その実態というものを明らかにしないと、これはいけないんじゃないか。まあ予算も通つたことだから、私、警告の意味で、こういうものは、われわれこれに對する採決に加わる者としては、実態を知らなきゃいけない。そして、再びわれわれが間違ひを侵しちゃういかんという氣持を持つてゐるわけですよ。予算委員の諸君がこういう資料を全部取らないで、三十四年予算の審議ということはできないのじゃないかと思つたんですが、まあ一番早くお願いしたんですが、これはなかなか出てこなかった。これは精細のものをやるのは大へんなんですよ。よくわかる、御苦労は。だからできるだけそういう範圍のものを一つ、三十日の朝くらいまでに調製して下さい。まあ日曜日は全部休んでもいいか

ら——日曜日に間に合はなかつたら間に合はなくても仕方がないけれども、これは一つ出していただきたいと思ひます。

○小酒井義男君　運輸省の氣象庁の予報部長、何かあれですから私ちょっとお尋ねしておきたいのですが、今回の災害で非常に氣象業務の不十分な点やいろいろな点が問題になつてゐるのですが、この補正予算で見ますときわめて少ない面だけが認められて、まだわれわれがやらなきゃならん、当然必要だと思ふようなことが実現されておらんのですが、これはどういふことか、一つ経過を御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(肥沼寛一君)　この伊勢湾台風につきましては私どものやりました仕事については、どうやら大体世間に御納得いただいてゐるのではありますけれども、振り返つて考へてみますと、非常にわれわれとしても不満足なところがございます。それらについて何とか整備したいという予算を大蔵省に要求したわけでございます。

ただその際にこれは幸か不幸か、割合まあ伊勢湾台風の予報は當を得たものであつたというやうなことで、それから私どもの施設がすぐそのまゝ緊急を要するものかどうかというこの問題もございまして、三十五年度の予算で十分考慮してやるからというやうなお話もございまして。

で、實際入りましたのは室戸のレーダーと、それから三カ所の検潮ロボットだけでございます。残りのものにつきましては三十五年度の予算として十分考慮していただけるというやう

に、私も了解しているわけでござい
ます。

で、大体私どもの考えております内
容を御説明申しますと、災害対策につ
いて気象庁としてやらなくちゃならん
という事は、まず第一に緊急対策を
やるための予報、警報の問題を的確にや
りたい。第二に恒久対策といいたしまし
て、これは建設省、農林省ほかの所で
ございまして、気象庁で担当してあり
ます資料を、そちらへ一部差し上げる
ものを気象庁として持っている、そう
いうことでございまして、で、そういう
線に沿いまして考えてみますと、まず
第一に気象の資料を取るといふ観測の
問題でございまして、これにつきま
しては室戸以外にも、リーダーのこ
が最近非常にクローズ・アップして参
りましてそれについて要求をいたして
おります。それから実はリーダーだけ
でも足りませんので、山の雨などを観
測する——これは台風だけとは限りま
せん、梅雨前線などで——たとえば諫
早のような所で、あるいは二十八年の
災害のようなああいふのは、あれは台
風ではございせんが、そういうものに
対しての処置としては、どうしても山
の上の観測をしないと、洪水に対して
的確な警報がでないという事で、
で、ロボット雨量計という様なもの
の、それからこまかくなりますので
一々は申し上げませんが、上高層の観
測という様な、こういうことを考え
て研究しております。

それから第二番目は、資料をそうい
うふうにして取りましても、これは即
刻ある判断をする場所へ集めなくちゃ
ならんということで、通信の問題でこ
ざいます。で、通信につきましては、

実は気象業務の半分以上の仕事が通信
に頼っているのが非常に重要だとい
うことから、かなり古くから通信は、み
ずからの通信は持つております。とこ
ろが現在ありますために、実はそのの
整備ができたという様な現状で、
最近非常に発達して参りました通信技
術、それを取り入れなくてはならぬとい
うこと、通信については、
お願いをしております。幹線につきま
してはテレタイプ通信を、あるいは
ローカルについては、もう災害であり
ますから無線を使いまして、電話系と
か、あるいはそういうふうにして判断
をいたしました結果を即刻知らせるため
の同時送話という様なもの、こういう
ような種類のものにつきましてお願い
をしております。

それから第三番目は人の問題でござ
います。で、今、人をふやすというこ
とはなかなか問題な点でございまして、
私どもの仕事の経過を御説明いたしま
すと、戦前におきましては気象の中心
は何と申しまして航空でございま
す。それ以前は海上でございまして、
一般の天気予報、警報は非常に精度の
悪いもので、あまり一般の人には残念
ながら関心を持っていただいております
せん。そのために対象となりますもの
が海上の業者あるいは航空の業者、そ
ういふところのいろいろな作業をいたし
ましたその合間の時間で、十分の御連
絡サービスということができた。しか
し戦後は御承知のように非常に災害が
ふえて参りました、これは災害となり
ますと全国民の問題でございまして、
非常にいろいろな問い合わせ、調査、
連絡、そういうことがふえてきて、ど
の点でも災害に関する委員会には気象

庁の者が引つ張り出されております。
そういうことでとても今までのような
合間のサービスではいかぬ、専門に連
絡にかかり、電話の応答をする人がな
くちゃできない、そういうことで人に
ついてのお願いもこれは非常に無理か
もしれませんが、私どもとしては最重
点を置いてお願いしております。

それから四番目は予報の精度、これ
は私ども最近少しよくなったと自負
しております。しかしいろいろな要求
が高度になりましたために、私どもの
自負しております予報精度というもの
は、実は世間から見ますとまだまだ非難
の多いものでございまして、そういう精
度を上げるためにはどうしても研究を
しなくちゃならないというので、台風
についての研究の予算、こういうもの
をお願いしているわけでございまして、
こういう四つの項目につきましても、
三十五年度にはぜひ十分のことをお願
いしたいと思っております。

○小酒井義男君 私は何かの雑誌で読
んだことなんです、日本には台風が
大体八十年くらいで周期的に襲来をし
ておいて、現在がちょうどその襲来の時
期になっておる、この十年間くらいが
その時期だといふようなことをちょっ
と読んだのですが、そういうことはど
うなんですか。

○説明員(肥沼寛一君) 八十年とい
うことは、最近はいまだ五年程度の豊作
などといった問題になっておりません
が、因作に關係しまして、特に東北、
北海道で温度が夏になっても非常に低
い、そのためにお米がとれない、そ
ういふ事態が大体八十年ごと——八十
年ごとと申しまして八十年ぐらゐの周
期で、その辺に数年続く状態がくる

いうことが調査の結果わかっておりま
す。台風につきましてはそういうこと
はまだ今はいわれておりません。ただ
戦後の非常に多くなった災害につま
まして、どうも大抵の感じですが雨が非
常にふえてきている。それから台風も
強いものが出てきているという事は
事実のようでございます。それらにつ
きまして例を申しますと、日本で一
番ひどい災害を与えましたもののうち
で、台風として一番強かったのが御承
知のように昭和九年の室戸台風、二番
目が昭和二十年の九州にきました枕崎
台風、それから三番目が今回の伊勢湾
台風でございまして、災害の規模につ
きましては、これはいろいろ社会的条件
などもありまして変わっております
が、自然現象としての台風としてはそ
ういう順序であります。それ以前には
非常に強いものがなかったかというこ
とでございまして、日本にぶつかった
ものに關しては三つの三つですから、昭
和九年以後にそういう大きなのが出て
いるという事は事実です。

○小酒井義男君 政務次官、これは百
パーセント完全なものを一挙に作ると
いうわけには私はいかぬと思うので、
何にしても、気象の場合でもやはりそ
うなんではいけません、さしたってど
うしても必要だといふものは、重点的
にやはり来年度の予算で要求をして、そ
れの獲得されたものを実施することに
なるだろうと思うのですが、そういう
点について政務次官として、あるいは
これは大臣のかわりなんです、運
輸大臣としてどういふような腹がまえ
で今度の補正予算の実施なり、あるい
は三十五年度予算の要求なりをお進め

になるのかお尋ねしておきたいので
す。

○田中一君 もう一つ関連して……。
今、予報部長の言っているうち、名古屋
の場合に観測室そのものが崩壊してい
るでしよう。これはけががあつたかな
かつたかしらんけれども、これはやっ
ぱりともない話なんです。だから
今あなたの要求のあつた中でやはり施
設、当然これは災害復旧の場合には改
良復旧であつて、倒れないものにする
ことが第一です。観測に支障のないも
のにしなければならぬ、これが第一。
それから同時に恒久対策としては、三
十五年度から大体台風の方に向いて
いる観測所は全部耐風建設にすること
です。これは一番台風の方に向いてく
る所に、進路の一番くる所に、最端に、一番
早くキャッチできる所に置いてあるで
しょう。必ずそこに強い圧力、風圧が
かかるのですから、これは絶対にそ
ういふことがないようなものに改良す
る。これは三十五年度から実施しなけ
ればならぬと思うので、小酒井委員の
政務次官に対する質問に答へまして、そ
の点はあなたの要求の中から抜けて
いたように思うのです。

○説明員(肥沼寛一君) 気象庁の施設
は、実は私どもからいふことを申
し上げてどうかと思ひますけれども、
気象の仕事というのは、先ほども申し
ましたように海上の問題、航空の問題
が重点でありまして、一般的なもの
でなかったということ、そして気象庁
自身が運輸省の付属機関として調査研
究ということに主眼がございました。
そういうことでなかなか整備というこ
とも行ないかねまして、先ほど御指摘

のありました名古屋の予報率も、実は海軍のちよつと忘れましたが、何かちやんな施設をあすこに移築して作ったものでございます。でやつと、つつかい棒をして倒れずに済みましたけれども、屋根はめくれてしまったというものが現状でございます。戦後になりまして全国的に災害が非常にふえてきたので、気象庁としてもたゞ調査研究機関というより、別の言葉で申しますと、象牙の塔の中に入つて仕事をやるということからは脱却しなければならぬといふ状況です。もう少し社会に密着につながつていかなければいけない、政治にもつながつていかなければいけないといふ状況になつてきたように私も感じてゐるわけです。そういうような観点から私も十分仕事のやつていけるような予算を、今後計画いたしました御要求したいと思つておりますので、その節はどうぞよろしくお願ひいたします。

○政府委員(前田郁君) ただいま小酒井先生から御質問のありましたことについてちよつと申し上げますが、気象業務に関する予算は逐年増加の趨勢でありまして、本年度は約三十八億圓となつております。政府といたしましては、災害防止対策上気象業務の占める重要性にかんがみまして、逐次その強化、拡充をはかる方針でありまして、そのきゝめて緊急を要することにつきましては今回の補正予算に計上して、また引き続いて三十五年度予算において整備計画を御審議願ひようにしております。

○小酒井義男君 今回の補正予算を要求せられたもので削られたものは、これは三十五年度の予算に繰り込むといふような約束でも取りつけてあるので

○説明員(肥沼寛一君) いろいろの問題で、これは補正といふほどの緊急ではないが、重要性は認めるといふことで、そういう約束のものもございまして、

○委員長(稲浦鹿蔵君) それでは暫時休憩いたします。

午後二時五十分開会

○委員長(稲浦鹿蔵君) ただいまから小委員会を開会いたします。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。

○小平芳平君 中部地建の定員の概略はどのような構成になつてゐるか、ちよつとおつしやうしていただけないか。定員とそれからほかに雇ひといふのがあつてゐるが、準職員とか、非常勤とか。

○国務大臣(村上勇君) 今ちよつと官房長官を呼んで取りそろえますから、しばらくお待ち願ひたい。

○米田正文君 二、三点お伺ひします。第一に、伊勢湾高潮対策の問題ですけれども、これは伊勢湾地域における高潮対策は、災害復旧の分の補助率と、それからその他改良工事に属する助成、あるいは関連事業の補助率とが違つてゐるわけですね。そしてそれがそれぞれの額に応じてそれぞれの補助率をかけて、そしてそれを全体の工事を総合して一つのまた補助率を出す、こういうことになつておるのですか。そこで、これはどういふふうにするんですか。いわゆる関連事業の方も

継続費として見て、そして全体の災害復旧と関連事業が完成するまでの全体のワークで率をきめるようにするのがいいと思ふんですが、この法律だけ読むと、関連のためにやる事業率で出てくるようにも思ふが、その点は今度初めてこれは試みだと思ふんですが、どういふやり方にするのですか、その点をちよつとお伺ひしたい。

○政府委員(山本三郎君) お話のように災害復旧事業費を確定いたしました。それは公共土木施設の災害復旧の負担法により、あるいは特例法によりまして算定いたしました率を出すわけでありまして、それから助成事業につきましては十分の八といふことになつておりますので、助成事業全体の計画に八割をかけた上で国の負担金を出します。それらを全部寄せまして今度は全体の事業の負担率が出るわけでございます。これは年度々々でやるわけではございませんで、全体の事業計画を立てまして、その国の負担率をきめて毎年同じ率でやろうといふことにしてきておるわけでありまして。

○米田正文君 そうだろつと思ふのですが、そうすると、じゃ早く一定計画を立てなければならぬわけですね。その一定計画を立てるのはいつごろまでに完成をするめどですか。

○政府委員(山本三郎君) これにつきましましては堤防の高さなり、あるいはその強さなりが問題でございますし、各省間にわたる事業があるわけでございますので、大臣からも御説明がございまして、伊勢湾高潮対策協議会といふものを作つております。これは農林、運輸、建設の三省はもちろんのこと、大蔵省も協議会に委員として加

わつていただいておりますので、この結論が出ますならば直ちに現場の方はそれに応ずるような準備をいたしておりますので、高きなり強さがきまりましたら、それで全体計画ができて、そのうち災害が幾らかという区分ができることになつてゐるわけで、私どももいたしましては、来年度予算の編成に間に合ふようにといふことで努力いたしておるわけでございます。

○米田正文君 そこでその計画の問題ですけれども、先ほど港務局長は名古屋の港の前方については防波堤計画があつて、そういう方針で一つやってみたいといふような希望を言つておりましたね。そういうふうな防波堤計画ができると、海岸線の工事の計画がな

いのであるとでは非常に違つてくる。そういう問題になるとこれはなかなか今の海岸工学の面では究明されておらぬ点が非常に多いので、なかなか技術的に決定をする、どつちがいといふようなことめどをつけることがむずかしいのではないかと、早く急に各省の関係を合わせたいわゆる全体計画をきめるといふことは、なかなか実際問題として困難だと思つておる。そこで今の協議会を作つてやつておられるというが、二十八年でも実は協議会を作つたことがあるのですけれども、協議会の構成をよほど考えられぬとこの問題は非常にむずかしい。私は経験があるからそう言ひますが、協議会の構成は、この協議会の会長なり、まあ各省はわかつてゐるんでしょ

うが、協議会の中心になる人はどういふことになつておるのですか。

○政府委員(山本三郎君) 協議会の幹事を河川局がやつておりますので私から御説明申し上げます。委員といたしましては大勢になりますけれども御説明申し上げます。

総理府の内閣官房審議室長、それから経済企画庁の総合開発局長、科学技術庁の科学審議官、大蔵省の主計局長、農林省は農地局の建設部長、農業技術研究所の農業土木部長、水産庁の漁港部長、運輸省は港務局長、運輸技術研究所の次長、気象庁の海洋気象部長、建設省は河川局長と土木研究所長、地理調査所の地図部長という構成でございます。それには各担当の幹事がその下についております。で、二十六日に第一回の協議会があつたわけでございますが、その前には幹事会を三回ばかり開いております。この幹事を進めるために会長を置くわけでございますが、会長には経済企画庁の総合開発局長が当たりました。その運営をやつております。さらにこの協議会には必要のある場合においては学識経験者及び関係知事等の出席を求め、意見を聞くものとするといふような規定になつておりました。学識経験者といひましては各大学のそれぞれの専門家をお願いいたしまして、二十六日の協議会にも御出席をいただきました。いろいろと意見を拝聴いたしておるわけでありまして。お説のように現在のところでは復旧する以外に、ほかの省から今のようなお話の部分も出ておりますので、これにつきましては今後の研究として問題に取り上げていかなければならぬ問題でございますが、私どももいたしましてはそういう防波堤がいつできるかといふことが一番の問題でございます。その点を今後におきま

して十分検討して参りたいというふうに考えております。

○米田正文君 これは大臣に私意見として申し上げて御考慮をお願いしたいのですけれども、今の構成メンバーはこれはいかと思うのです。各省の関係の局長が大体中心になってその辺はいかと思うのですが、それをまとめるという事はなかなかむずかしいと思うのです。今の顔ぶれを見てみてもなかなか話し合えていくものではないような感じがいたします。やはりその関係の省をまとめる力のある人、相当強力なものでないと、今のこのメンバーでは各省の局長連中がそれぞれ説を出すに違いないのですから、それらを一つにまとめるという事は非常にむずかしい。だからほんとうの日本の最高級の技術的な見識を持つており経験も持っている、そういう最高の人を協議会に入れて、その人の言うことならばみんなが承知する、聞くというふうな体制にせぬと非常に私はむずかしいだろうという事この懸念を持つております。その点は一つ大臣に御考慮願わなければならぬと思っておりますので、心組みもお伺いいたしておきたい。

○国務大臣(村上勇君) ただいまは技術的にいろいろと検討している段階であります。私といたしましては、今御指摘のような何かそこへ最終決定し得るぐらいの人に会議の一つ指導をしてもらわなければならぬと、これは十分考慮すべきものだと思っております。

て、運用によって緊急砂防事業の促進をはかる、こういう方針になつていくようにする、この中で緊急砂防の一定計画を作つて、そしてその各府県の受け持ちになる起債の分については、元利償還額に相当するものを、ある率を交付税の中に算入して、この方針で進んでいくようにする、この該当の府県、いわゆる緊急砂防の實際上特別の措置をする各府県、これはまあ法律にあるものについていけば地域の指定に類する問題ですが、どの府県にどういふふうにするという方針が明らかになつていけるなら御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山本三郎君) これにつきましても、林野庁の治山の問題と建設省の砂防の問題をあわせて議論をしていくわけでございますが、今のお話のように、特に激甚な被害を受けた所でありまして、しかも県の財政力が非常に比較的悪いというふうな所につきましても、今回の緊急砂防につきましても、これは特別の行政措置をいたさうという事で進めていくわけでございまして、一定計画を作りまして、これを大体三カ年くらいでやることとございまして、その継続事業としてこれを認めていきまして、これにつきましても起債を九〇〇程度認め、そしてその元利償還につきましても、交付税の対象といたしまして五七〇程度見ようという事になつていくわけでございまして、具体的な適用の県の問題につきましても、まだ若干意見の整わないところがございますが、建設省といたしましては林野庁ともいろいろ打ち合わせまして、全国で十四県ぐらゐやつてもいいという事、このことについておりますが、まだ大

蔵省といたしましても最終的の結論になつておりませんが、現在のところは十ぐらゐは問題がない、あと四つぐらゐはもう少し検討させてくれという事になつていけるのでございまして、これも近く決定しない、砂防事業もすぐ始めなければならぬわけでありますので、われわれといたしましては極力早く決定するように努力したいという事でございまして。

○米田正文君 十県なり十四県なり県の名前は別として、従来からこの緊急砂防というものは、その年に起きた山地の荒廢の非常に激しい所に砂防をやるというものがこの緊急砂防の趣旨です。それから、その県全体が被害が多かつたとか、多くなかつたとかいふ問題として考えるのではなくて、やはりその山地が非常に荒れておるという所について適用をしていくような方針で進めたいと私は思うのですが、大臣に一つ……これは非常に関心をもちて各地方が見ておる問題です、貧弱県だけに適用するとか、富裕県には適用しないのだからいふようなことで非常に各地方が注目しており、また非常に心配をしておる問題です。そこで富裕県とか貧弱県とかいふわけで、山地荒廢のはなしは、今回の水害ではなほだし地域については緊急砂防を特別の措置を講じてやる、こういうお考えを一つ持つていただきたい。こういう趣旨でございます。

○国務大臣(村上勇君) 御意見の通りに考えております。

○米田正文君 もう一つ最後にお伺いしたいのですが、今年非常に各地で河川が荒れて、計画の洪水量を超過したものがたくさんある。直轄河川につい

ても、中小河川はちろんのことですけれども、そういうものは河川計画そのものが改定を迫られていゝ。いわゆる河川計画を改定しなければならぬ、こういう事態に迫られておるわけですから。そこでこの河川の計画を立てるという事は、これは何と云つても仕事を上における基本ですから、これをしっかりと計画を立てておく、そしてそのためには水系全体としての調査をする必要があるのですから、今年計画洪水量を突破した所はちろんですが、非常に危険な状態になつた各河川についての調査を、一つ今年度から来る年度にかけて全国的に強力に実施するようにしなければいかぬと思うのです。これは河川局長から今の実情を説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 本年、計画いたしました以上の水が出たり、あるいは非常な被害を受けたような河川につきましても、計画を再検討しなければいかぬというふうな問題が方々あるわけでございます。今年度持つております予算のうちで各所で多少使い残りの金もございまして、それを流用すると同時に、それから本年度の補正予算で一千万円計上しておるわけでございまして、これをあわせて、問題になつております富土川、円山川、揖斐川、木曾川、千曲川、紀ノ川、九頭龍川、由良川等につきましても、本年度の余りの金、補正予算で、それから来年度も引き続いて調査をします。その他直轄で今やつてない川につきましても、今回荒れたような川に、ほんとうに県でどうにもならぬような川がございまして、それらも

直轄で来年度は調査するという事で要求しております。

○米田正文君 それで河川調査が最近少し遅滞しておるといふのは、河川調査費の補助金制度がなくなつて、従来は中小河川の調査についても補助を出しておつたのですが、ところが補助が小さいというので、最近調査費の補助をしないようになっておるのですが、非常に金額ではありませんが、各地方はやはり国が調査をやるといふことについて非常な関心を持つていて、助成をしてやるという事を思つて、なかなか今日の地方財政の立場からやりにくいというふうな点もあつたので、零細補助というふうな意味のものでありませんが、ぜひ将来の河川、治水計画を確立する上において、地方庁に対する調査補助という問題を復活するように一つしていきたいものと思ひます。これは今やめておる制度ですから、大臣の特別な御努力を必要とすることだと思ひますが、特に一つお願いしたいと思ひます。

○小平芳平君 中部地建の定員がわかつて、雇とか、準職員とか、人数が……

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在の中中部地建の定員ないし準職員等の件でございまして、その数、これはちよつと連絡しておりますので……今回の増員分につきましてはわかつておりますが。

○小平芳平君 労働省関係の失対事業、それから今度は農林省関係で救農土木事業といつて、相当な予算を計上

の要求をいたしておるような実情でございます。

○古池信三君 ただいまの調査をなさる時期は、これはやはり早くないと効果が薄いと思うのです。来年の予算をとってそれから調査を始めたのでは、これは明年の出水期には間に合いませんから、できるだけ早くその調査を完了していただかなければいかんと思うのですが、大体今のめどではいつごろまでにそういう、少くとも今回の被害を受けた、大災害を受けた河川について調査が完了するのですか。

○政府委員(山本三郎君) 今回予算を通過させていただきまして、これから調査にかからせまして、少くとも今年中というのを申し上げたいのでございますけれども、来年に多少回るかもしれませんけれども、実情はその期間に調査をいたしまして、来年度の仕事ももちろんその調査の結果に合せてできるようにしたいというふうに考えております。

○古池信三君 今度の災害で、伊勢湾のいわゆる臨海地帯というものが非常に未曾有の大きな災害を受けた、特にその中にあった住宅、それから工場等の被害というものは未曾有のものであったと思うのですが、今まではとりあえずの応急の措置だけが講ぜられており、いよいよこれから住宅にしろ工場にしろ、本格的な復興がなされなくちゃならぬと思うのです。これについて一体建設省としてはどういうような基本的なお考えを持っておいでになるのか。海岸堤防という重大な問題については今までのいろいろと論議がかわされましたから、今はその点は触れませんが、これからは住宅を建てる、

あるいは工場を復旧するというような場合に、何か特別な基本的な対策といえますか、方針をもって臨まれるつもりがあるかどうか。といいますのは、今度の災害でほとんど平家の住宅というものは全滅したようなものです。ところがまた高層の建築であった住宅は、たとえば住宅公団が作ったとか、あるいはふりふりなものは、一階だけは浸水したけれども二階以上が助かったため、一階の人たちを収容したり、あるいはその付近の被災者を収容して非常に助かっておる実情がたくさんあるのです。従って、あるいは低地帯における住宅建設については今後どのような方針をお持ちであるか。

それから、これは住宅ばかりでなく工場についても言えると思うのですが、この間のあの災害の際にも、隣り合わせておりながら、一方の工場は建設当時一メートルとか二メートルとか地盛りして建設してあったために、一たん浸水は見ただけでも非常に早く水が引いた、きわめて損害は少なくて済んだ、こういう例が現実にあるわけなんです。従って、今後工場建設の指導に当たり、あるいはその許可をされるといふような場合には、そういうような点まで十分に念頭においておやりになるか、あるいはどういふ具体的な方法で指導されるかというふうな、こういう全般の住宅あるいは工場の建築に対する方針、建設省のお考えというものを一つ聞かせていただきたいと思う。これは伊勢湾関係ばかりでなく、将来もおそらく東京湾にしても、大阪湾にしても同様なことが起こる心配があるわけですから、そういうことも考えられて基本的な対策を立てられ

る必要があるんじゃないか、こう考えますからちょっとお尋ねをしておきたい。

○政府委員(榊田治君) 高潮あるいは出水等のおそれのある地域につきましては、ただいま地方公共団体を指導しておりますのは、建築基準法の三十九条によりまして、災害危険区域といふものを地方公共団体の条例で指定できるようにしてございまして、それから、なおその災害危険区域内の建築物については、所要の必要な規制が行なわれるように条例でこれも制定できるように三十九条に定められておるわけでございます。で、残念なことに、基準法が施行になりましたから、この災害危険区域の条例の制定というものが日本全国にあまり行なわれておらなかったわけでございます。今回の災害の事例にかんがみまして、全国的に次官通達をもちまして条例の制定をするようにと、なお条例の制定以前でございまして、高潮、出水等の危険のある地域につきましては、それそれたとえば堅牢な建築物を奨励するとか、あるいは必要によつては地上げをするとか、そういうような指導によつて災害をできるだけ防ぐようにという指導をいたしておるわけでございます。

そこで住宅の防災対策でございますが、今回補正予算に組まれました公営住宅等におきましても、従来は災害公営住宅の場合には、災害時の救済の緊急性にかんがみまして、ほとんど木造の平家建てだけを予算に計上しておったのでございまして、今回は三割程度を木造以外の構造にいたしまして、そういった低湿地域には木造以外の構造で建てるように割り当てをするつもりで

ございまして。なお住宅公団の特定分譲の——これは鉄筋のアパートでございまして、特定分譲のワケが若干残っておりますが、本年度もまだ着手していない分がございましたので、住宅公団の鉄筋コンクリートのものと、それから住宅金融公庫の産業労働者住宅、これも鉄筋のアパートがおもでございまして、これらのものの本年度のワケを今回の水害の地方に集めまして、それで事業会社の従業員住宅の建設を防災的に建設するように受け入れ態勢を整えておるわけでございます。

なお、一般の住宅以外の工場等におきまして、やはり建築物は木造以外、できれば堅牢な建築物に規制をし、あるいは、重要な施設等は少なくとも予想される水面よりも上の床面に置くような、そういういった規制をできるだけ早く地方公共団体の条例に取り入れるように指導して参りたいと思っております。

○古池信三君 ただいまの御説明で、そういう重要な問題は条例にまかされておるといふお話でありまして、条例といたせば、各地方公共団体が自発的に決議をして制定するわけですから、直接建設省はどのようにならぬというふうに考えられがちですけれども、しかし法律の精神というものはやはり決してそういうものじゃなくて、あくまで建設省が責任をもってそういう条例を作るように地方公共団体を指導していくという責任は、私は十分あると思うのです。これは地方団体の条例だから建設計画は直接知らぬというわけには参らんと。従って、そういう点、十分に今後気をつけて強力なる指導をやつていただきたいと、こう考えるの

ですが、これについて何か御意見があったら一つ……。

○政府委員(榊田治君) 災害危険区域関係の条例の制定は、私が存じておりますところでは大阪府の条例だけであつたといふことは、非常に残念に思っているわけでございます。大阪府におきましては、昭和九年の室戸台風とその後ジェーン台風と、二回の高潮の経験をおもひをいたしましたので、こゝいうような条例の制定も行なわれたわけでございます。そこで今回の災害を二度と繰り返さないようにというわけで、地方公共団体を指導して参りたいというわけで、十月の二十六日付かと思ひましたけれども、建設事務次官通達をもちまして全国の都道府県に通達を出してあるわけでございます。なおこの線に沿ひまして、現在愛知県等におきましては、それぞれの学識経験者を呼びまして、どういふような内容の条例にしたいかというふうなことでただいま検討中でございます。今後、今回の災害地に限らず、そういう高潮、出水等のおそれのある危険区域を持つ地方公共団体につきましては、十分強力に指導して参りたいと考えております。

○古池信三君 災害が起こつてから条例を作るのでは、これは間に合はぬのでありまして、こんなことは申すまでもないことなんですけれども、災害はいつどこで起こるかわからない。従って、そういう危険の予想されるような都道府県についてはいち早くやはり作るようにしなければいかぬと思うのですが、これについてももう少し建設省として積極的な方策があつてしかるべきじゃないかと思うわけですから、

も、何か大臣からでも御意見伺えたら一つ……。

○国務大臣(村上市男) 地方公共団体に對しましては、ただいまも住宅局長からお答え申しましたように、十分建設省としてもこの条例を施行するように指導して参りたいと思っております。

○小酒井義男 閣下して。大臣、これは国で法律を作れば、やはり補助金なりいろいろな裏づけが要るから、条例でやっておけばいいということかも知れないのですが、今、学識経験者をこれから集めていろいろ意見を聞いていくというのですが、一方、建築は、家のない人は、どんな家を建てていくわけですね。やはりもう少し積極的な、そうした危険区域における建築の、建物の基準なり、あるいは地盤の造成などというように、積極的にやらせるには、やはり建設省なんかで、何か法律でも作られて、補助なり何かをやらねばならないのではないかと、思いますが、どうなんでしょうか。

○田中一 閣下して……、一緒に答えて下さい。

そこで、実に今住宅局長の説明——答弁というが、無責任な話なんです。一体、今問題になっている洪水地というものは、おおむね埋め立てが多いですね。結局、低いのは承知なんです。その中には、おそらく国道があるかどうかかわかりけれども、今度名四国道を作れば、国道になるけれども、国道もあれば県道もあり、市町村道もあるんですよ。いわゆる公共性のある土地も、相当含まれておるわけですね。たとえば学校の敷地なんというものは、その一つの例なんです。そういうものがあるにもかかわらず、そ

ういう公共性ある——国でも、地方公共団体でもかまいませんよ、これをどうするかということが先なんです。たとえば道路をどうするか。おそれなく、さつき僕が堤防の問題と関連して言っているようにです。これはもう絶対に破壊しない、あれくらいの高潮が来ても、一、二時間で水は流れていくんだ、海面に流れていくんだという自信があるならば、このままでもいいと思う——このままでもいいというよりも、こういう場合もあり得ると思う。

しかしながら、それはできない段階では、やはり自分を守るには、自分の生命を守るについては、やっぱり水没しない高さに持っていくというものは当然だと思ふ。私有地は別として、それはもう一べんまた考えましよう。公有地の場合どうするかということ、先決なんです。国民にものを言ひ前に、地方公共団体にもものを言ひしやいよ、いいですか。

かりに、そこに国の機関の宅地があるならば、それをどうするか、お考えなさいというのです。無責任に、地方に——今小酒井君も質問をしているように、無責任に、災害危険区域なんだから、これは何も、生命財産を言っておるわけじゃないですよ。建築基準法によるところの災害危険区域なんです。せんだつても建設委員会です。上げたように、危険を感じるのほだれか、何かということなんです。建築が住みます。工場の場合には、機械なりあるいは従業員が、その就業時間中おるでしやう。そこで、建築基準法上の災害危険区域なんという規定をするよりも、もっと社会的な意味における

ところの危険区域というものは、おのずから生まれるんじゃないかということですよ。現に生じているんじゃないか、そういう現実があるんじゃないか、ということ。建築基準法による災害危険区域なんという指定は、これはナンセンスですよ。

根本の問題は、社会生活をする、平和な社会生活を行なう——しやうとするときに、今のようにならぬ場合、逃げ場がない。海水の逃げ場がない場合には、当然洪水地域になるということ、これは明らかなんです。その中には今言ひ通り、公共性ある土地ですね、土地があるのではない。建築基準法の問題ではないんです。こういうことは、平和な社会生活をおびやかすという事態をどうするかというのを考えなければならぬのです。どこにもそういうような規定がないわけなんです。

私は、住宅局長があの通牒によつて、それが是正されるんという考えは持つておらぬと思ふ。あなたの場合は、どこまでも建築物に対する行政的な技術的な規定なんです、規制なんです、あの条文というものは、今の日本に建築基準法によるところの災害危険区域なんというものは存在しないというものは、われわれは確認しなければならぬのです。今の古池さんとの一問一答を伺つてみて、実はこれは、こういうことをいたして、それが災害は守れるとか、それが災害危険区域という条例で指定したからといって、災害危険を免れるという考え方を待つのはおおよそナンセンスです。私は大臣に、まあ小酒井君の答弁とあわせて伺ひたいのは、少なくとも建築物の災害

危険区域という規定していると思ふんですよ。どこへ住もうが住まわいが、そんなものは建築基準法は——行政とは——立法の精神の範囲じゃないのですよ——そうでしょう。しかしながらものというところになると、それがあつた場合には、高潮によつて潮が入つた場合には、洪水区域になるんだ、それが危険というのか、あるいは建築基準法によるところの危険というものは何かというところが解明されなければならぬと思ふんです。

その点について根本的に住宅局長の考え方とは違ふんです。これは、住宅局長が考へるものじゃない。だから、あそこでもそういう条文があるから、そういう通牒を出して、それで危険がなくなるんだという考え方は私、くどくど言ひけれども、ナンセンスですよ。都市計画の面からとか、いろいろな面から見て、この区域というものが、危険を国民の生活に及ぼすんだというのをきめるならば、その中にはたくさん、あるいは公共性あるものがあるから、それはどうするかということきめてから、国民に要求なさい。海岸法によるところの堤防の築造並びにその保安管理等が、国または公共団体に義務があるならば、海水を入れないということが先行するんです。その義務の方が先行するんです。しかしながら災害というものは、何か予知しない災害ですから、その場合には、災害危険区域の場合をどうするかということ考へなければならぬ。どうするかということ。建設省あたりが、ほんと

うはそういうことを考へる必要ない問題なんです。もっと別の政治が、それに対して真剣に取組まなければならぬ問題なんです。

実は、この点について皆さんの質問とあわせて一つ答弁して下さい。これは非常に危険ですよ。

○国務大臣(村上市男) これはもう、災害救助の基本的なものとして、十分私ども考へなければならぬし、将来指導し、また法律がなければ、それも立法措置等についても、十分これは研究を要する重大な問題だと思ひます。私どもとしては、基本的には、まあ今の単に、この伊勢湾一帯の今後の復旧については、将来そういうことのないように、よしんば水面以下の地点でありまして、絶対にこれにも、今回のような災害を受けるようなことはしないというところは、基本的には考へていけるのでございまして、万一、まあどういふ波がくるかわからない、堤防はこれなかつたが、あるいは堤防を打ち越すような予測しない場合が、まあ万々一あり得るといたしまして、これは絶対に、その住民に対しての今回のような、ああいう犠牲のないようにするということ、これはもう政治の一番要諦であらうと思ひます。従ひまして、公共の面につきましては、ただいまの御意見のように、道路あるいはその他の施設についても、十分水面以上までには、これを施工していきたい。同時に、この一般民家につきましても、地上げとか、あるいはその水面以上には——水面以下の建築については、従来のものはやむを得ぬといたしまして——今後の指導は、条例その他もありましようが、なお政府とし

でも、十分指導して、そういうことのないようにして参りたいと、かように思っております。

従いまして今政府、建設省といったしましては、できる限り融資等につきましても、集団住宅等につきましては、永久の鉄筋コンクリートの建物というよりなものの融資の面に力を入れて万が一の場合に備えたいというふうなことで指導して参りたいと思っております。

○田中一君　そこで、これは宅地のことなんです。結局、土地のことなんです。問題は、土地が低いからということになるのです。これは災害危険区域と指定したから、さあ、地元の土地の所有者はおやんなさい、しなければ危険ですよ、こういう宣告なんです。いいんですか。それは、一体そんな義務はありません。おそらく条例は作る以上は、何か死ぬか金出すか、どっちかだという宣告と同じですよ。お前死ぬか、金出すかどっちか、これが、今度の指定をしたらどうかという通牒の本体ですよ、横言するとですよ。こんなことが政治の上にありますかと言いますよ。

なるほど政府が常に経済白書等とかで、やかましく言っている、経済ベールに乗る産業等は、自分でやっています。この前の尼ヶ崎の台風のとときに新扶桑という会社は、自分の工場だけは、全部十町からの、空気が漏れるかしれぬけれども、水の漏れないへいをめぐらして安全でしたよ。現に住友でしたかな、今度の、ありましたね、名古屋でもって、安全ですよ。しかしながらこれは、それらの施設というものは、だれが負担するか、国民が皆負担

するわけですよ、製造される、生産される商品の価格に入っているわけなんです。しかしながら個人の住宅は、一体だれが負担するか、自己負担なんですよ。岸さんが言うように、そんなに、かりに収入が倍増しても、そういうものをやる余地は、それはありませんよ、何メーター地盛りするかわからんもの。また自分がしようとしたって、道路が低い、道路は、二メーター低いところにある。俺のうちは安全だからと言って、自分の敷地だけ地盛りする。階段作って下へおろして行くなんという、そんなばかな話ありませんよ。そんなことで政治が行なわれるものじゃありませんよ。

であるから、この場合には都市計画の面からも、それから人間の生存の権利、自分の財産を守る権利、道路を通行する権利、あらゆる権利が、社会生活する国民に与えられているんですよ。それが安全に、なお便利に使う権利を持っているのですから、先行するのは行政——国並びに地方団体が、その土地をどうするかという基本的な態度をきめなければならぬのですよ。土地は逃げませんから、場合によつたら、担保にして百年の低利資金を貸してやらしていくということも、一つの例ですよ、私はいいと思いませんか、あり得るのですよ。それには国の指導計画が立たなければ、かりにそれが、名古屋市ならば名古屋市の、行政区域が名古屋市の、その責任があるとするならば、そういう方針が立たなければ、それらの危険が除却されるものではないのです。先行するのは、国並びに地方団体の事業が先行しなければならぬ。計画が先行しなければならぬということなんです。

○国務大臣(村上勇君)　よくわかりました。

私も実は、先日あの地方に参りました、まあほとんど……、一つの例をとりますと、長島地区とか、これは、まあそういうことは今後ないということをお前提に私はするのではなくして、万が一あり得たならばということから考えますと、そういうことが万が一あれば、また今回と同じように犠牲者が出るということは、これははっきりいたしております。

従いまして、私も何とかして、そこへ一つ公共的な、山を作つてやりたい、阿を——水面からずつと何メートルか、五メートル、六メートルの、幾ら大波が来ましても、水が来ましても大丈夫なものを作つてやらなければいかぬ。それにはサンド・ボンブで十日か、十四、五日吹いてやれば、そうすれば、一日で一万立米ぐらいの上が、そうすると十五万立米ぐらいの山ができる。土地の町長なんかとも、そのことを相談しまして、そこで農地をあまりつぶしてもしょうがないから、しかし部落と部落の間あたりに、そういうものを作つて、それは日ごろ公園にして、何らあれのないところですか、山を作ろうじゃないか。そういうことを相談したところが、非常に喜んで、万一の場合に——ないといつても万一の場合に、非常に助かるし、そこが村の人、町の人の集会所になつてもいいしというふうなことで、私は、今御意見のように、そういうものを公

共的に考えてやる必要があるのではないだろうか。この点は、予算もそんなにたくさん金がかかるわけのものでもない。土地は、みんなが提供するというくらいに言っておりますから、これは各関係方面と相談して、そういうものも、まず考えていかなければならぬ。それから学校、公共の建物等は、少なくとも鉄筋コンクリートにしてやる。そうしてそういう非常事態に備える必要がある、道路を上げるとか……私は一般の民家、これは指導はいたしますけれども、一般の民家を、全部あれをそういうような水面以上に上げて整理をやるというふうなことは、今のところわれわれ考えられない。従つて、今田中委員のお話のように、ほんとうにまあ、子孫に至るまで絶対安全を期そうと思ふ人は、それは、御自分のものなんだから、それを少しでも上げておいた方がいい。そういうふうな指導は、これは私は、十分することはけっこうですが、なかなか今これを命令だとか、あるいはやらなくちゃ許可せぬとか、あるいは金を貸さぬとかいまして、なかなか家がこわされて、再建築する、そのたびに、また金がかかる、その金のかかることに、土地の地盛りまでも大きな金がかかったのでは、なかなかこれは、言うべくして行なわれぬことである。それから、そういう段階を踏みながら、あのだ地帯の人たちが、万一のときにも、絶対に犠牲者の出ないような措置を講ずる方法の一つを考えてみたい。

こういうので、今私、研究をいたしておりますが、大した金のかかることではないと思ひますので、十分検討して、全く災害防除の基本的な点でありますから、この点一つ、十分に検討していただきたいと思います。

○田中一君　最後に、希望を言っておきますがね、御承知のように日本の臨海工業というものは数十カ所ある。それがみな同じ条件なんです。そうすると、これはやはり日本の産業の大きな基盤なんです。それらが来るために、まずしい農家、それは、散在する、介在する農家にしても、工業用水をどんどん揚げていくから、自分の宅地が沈下していくということが促進されるということがあるのです。この災害国庫負担法では、「等」と書いてあるのです。暴風雨とか、地震、雷、火事、おやじやないけれども、そういうものを、みな「等」と書いてあります。地盤沈下も、自然現象ですよ。これもやはり、一つの災害として国がやろうとするならば、やる道はあると思うのです。

だから僕は、この臨海工業を含めた臨海農地、臨海住宅地、臨海商店街、あらゆる臨海地帯に対しては、あらゆる施策をあなたが建設大臣として考えることが必要でございます。これは。無論自力でできるものは、自力でおやりなさい、しかし、できない問題は、どうしてやるかという問題は、一種の共同体なんです。

だから、この点は、十分に僕は考えて立法していただきたいと思ひます。一つ、考えて下さるかどうか、お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(村上勇君)　私、実際の实地を見てみますと、どうも、この農村の一方のあり方ということから、まあ集団的に、そこへ住居をかまえると

いうことにできないのです、今の現状はです。従って、あれをある地域に、そこへ一つの土地造成をして、そして安全地帯を作つて、そこへみんなが住んでくれれば都合がいいのですが、そうすると、非常に百姓として、不便な所もあるだろうと思ひます。私の、まあ第一今考えておりますのは、そういう際に、絶対に犠牲者がでないという方法ですね、それはただ、先ほど申し上げましたような方法が一番いいのじゃないかと、まあこう考えております。

従つて、その面についての研究をして、なお今御指摘のようなことですが、やはり地元の人たちの希望等も勘案いたしまして、そういうような点があるならば、今ならば、これはまあそうすると、どこがどういふような金の出し方をするか、その経費については、私は、まだ研究しておりませんけれども、そういうことが、地元の非常な熱望もあり、またそういうことをやつても、そこへ、そういう土地を希望して、そういう土地によって生活しようというならば、十分考え得られるのは、現在そのサンド・ボンブ等の施設も、みな機械力等が備わつておりますから、今なら一番、私は早いのではないかと、こう思つておりますが、一応現地の、まあ中部地帯だけの問題じゃないですが、一応、一つのモデル地区として現地に検討した上で、何らかの方法を講じてみたいと、かように私考えております。

○田中一君 資料を要求します。これは建設委員会へ出してもらつてもけっこうですが、現在、今までの臨海工業地帯として、あるいは農地として、宅

地として、商店街として、あらゆる面で沖積層の都市、農村、そうしたものが、人が住んでゐる所ではないですか、農地なら、農地には人が住んでゐますからね、そういう所は、全国的にどのくらいあるか。これは、せんだつて差上げた資料には書いてあります。そうして、そこから生まれる――あなた方は、いつも経済効果、経済効果、経済効果さへ上げれば、なんでもするんです。あなた方の行き方は、全部自民党の行き方は、これは、もう住友金庫がもうけても、だれがもうけてもいいんですよ。採算さへとればいいといふ考え方を持つておる。政府の出している経済白書には、そう書いてありますよ。

それで、そういうものも含めて、現在地盤沈下の現象、あるいはゼロ地域ですね。ゼロ地域は、どのくらいあつて、それはどのくらい人間が住んでおつて、そこから、どのくらいの経済効果を生んでいる。あらゆる生産ですね。それから、その地点の面積ね。それから、それを埋め立てさせる場合には、たとえば埋め立て――埋め立てじゃない、かさ上げですね、土地のかさ上げをする場合には、どのくらいの費用がかかるかといふことは、当然、国土保全の責任がある建設大臣は、それくらいの資料を持って、何か質問されたならば、この地区は、こうでございまして、二年くらいかかつてないから、十分詳細なる調査をして下さい。今まで、そんなんだ。今まで、なんでもない調査を頼むと、必ず二年くらいかかる。

○政府委員(鬼丸勝之君) 先ほどの小委員の御質問にお答えいたしますが、現在の中部地方建設局の職員の現況でございますが、現在職員は、定員内職員といひまして千七百五十二名おります。この内訳は、事務官が四百五十九名、技官が九百二名、雇が三百九十一名、計一千七百五十二名でございます。ただ、これには定員内若干欠員がございます。

それから次は、準職員でございますが、これは現在六百八十名おります。その内訳は事務系統百六十一名、技術系統百八十九名、技能系統が三百三十九名といふことになっております。

それから非常勤職員でございますが、非常勤非常勤職員の数、これが一千九百三十三名おります。事務系統が三百五十五名、技術系統が百七十七名、技能系統が五百二十三名等……、まあ、このうち千六百九十九名が、いわゆる登録の非常勤職員といふことになっております。これが現況でございます。

○小平芳平君 今の、定員内事務が四百五十九。技術が……。

○政府委員(鬼丸勝之君) 九百二名。

○小平芳平君 今度ふえる二百名は、どこに入るわけですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回提案されております増員の二百名は、事務系統が四十名、技術の系統が百六十名でございます。二百名のうち五十名は、本局に配属いたします。中部地方建設局の本局の河川部にも配属されますが、その他総務部等にも、若干増員をする予定であります。残りの百五十名は、第一線の工事事務所に配属いたしました。新たに事務所を設置するものもございまして、第一線の事

業の施行に当たらせるといふことで、百五十名を第一線に振り向ける考えでおります。

○小平芳平君 この定員が千七百五十二名で、準職員六百八十名、このくらの比率で、また準職員がふえるわけですか。あるいはまた、この非常勤の方も、二百名も従つてふえるわけですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回の二百名の増員に伴ひまして、準職員は、全然ふやすことを考えておりません。ただ非常勤職員につきましては、御承知かと思ひますが、工事費から支弁するものでございまして、これは事業の実情に即しまして若干考えなければならぬと思つておりますが、まだどのくらい、この非常勤職員を採用するか、その数等につきましては未定でございます。

○小平芳平君 普通こういふように、定員と定員外にたくさん準職員とが、まあ、非常勤の職員は問題がないかもしれないけれども、準職員といふのは、性格としては、臨時工みたいなもので、そういふ準職員は、普通毎日出勤して、しかも相当期間にわたつて勤務しているにもかかわらず、定員に入らない。

そういうことが、こういう大ぜいの六百八十名の人員をかかえておられますと、これはもう建設省全体の問題だろうと思ひますが、大い、それが問題になると思ひますけれども、建設省の場合は、問題にならないのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま御指摘のように、このように同じような勤務形態の職員が分かれておりますことが、根本的に問題もございまして、

従いまして、私どももいたしましては、従来から非常勤職員も含めまして、準職員、非常勤職員につきまして、正式の定員内職員に繰り入れるという趣旨で努力をいたして参つておりました。従来数次にわたりました、準職員等の定員化が、ある程度実現してきておりますが、ただいま御指摘のように、建設省全体にいたしまして、準職員が約五千名くらいまだおります。これは、今後なお一層努力いたしまして、この準職員の定員法上の定員にいたしまして、準職員の地位を安定させたいと、かように考えておる次第でございます。

○小平芳平君 それで、大体その職員の点はわかりましたですが、先ほど建設大臣から、非常な決意を持つて堤防工事その他に当たられるといふこの際ですから、一つこういふ金があれば、あとは人間が問題ですから、一つ職員について、十分めんどろを見てやつていただきたいと思ひ次第です。

で、ちよつと先ほどの質問に関連質問ですけれども、建設大臣から、今のうちならば、地上げしようとするれば、できるような状況にあるといふお話をすけれども、この際ですから、全部家が流れてしまつた、あるいは全壊して、新しく建て直すといふような場合は、希望があれば、個人の住宅地でも、多少なりとも、地上げしてやれないものかどうかといふことをお聞きしたいのです。

○国務大臣(村上海郎君) これは、私は現地を見ますといふと、もう大体、みなそれぞれちゃんと、あれができております。しかし、今ちよつとくば地帯に、ずっと住宅のあるところで、

希望があれば、私は、わずかな金で土砂をふやしてやりさえすればいいんですから、ですから、わずかの金で私はできると思います。

ただその金の出所については、これは、私個人で申しますならば、私が出して上げたいと思いますが、これは国の財政のことですから、いろいろと各関係方面とも相談しなければならませんが、現地の人たちが、要請があれば、私は、この際が一番宅地造成には適当な時期である、かように思っております。

○田中一君 関連して。

どうも大臣が、私に答弁していること、小平君に答弁しているのと食い違いがあります。どうしてそういう、何というか、その場限りの答弁をするんですか。まことに情ない。私が言っているのは、都市計画が先行しなければ、そういうことはできません。という。地方団体が、区域の全体の計画で、一番先行するのは、公共的な道路とか、あるいは学校とかの施設です。

そういう施設の方針がきまり、そして新しい土地計画のもとに、地元の個人の意見というか、注文も聞きながら、その計画が先行するといっているんです。計画の先行の場合には、まず当然、その管理者なり、あるいは公共団体が、自分の権限のものをどうするかの問題が先行するんだというんです。あの中に、低い所に一軒家があるならば、あなたの言う通り、土さえあれば簡単に地上げができる。小平君に対する説明は、それでけっこうです。が、そういうものではございません。

ですから、国が立法措置なり何なりでもって、そういうものを助成して、いい環境の区域を作るといふ義務があると思ふんです。それは、まず地方公共団体なり、あるいは国が、その計画をもつて先行するんだというところを申し上げている。今の大臣の小平君に言っている答弁は、さっき僕が言っていることを、ちっとも理解していない。それは困るんです。

○国務大臣(村上勇君) 今のお言葉を返すわけじゃないんですが、小平さんの御質疑に対して、そういう宅地を、本人の希望があれば、やってやるかと申されますから、私は、私に金があれれば、個人的にいうならば、自分の金を出してもやって上げたい、こう申し上げた。しかし、今あなたの御指摘になられたような公共的なものについて、これは、それが先行するといふことは、これは当然です。そうして学校とか、あるいは道路とか、あるいはその他の公共の建物等が先行していくというところについては、これは、あなたと全く意見が一致しておることであつて、そう、そのやかましく言うことはない。

○田中一君 計画局長、僕が、今質問していることが、大臣答弁なんです。

そういうふうに、大臣は答弁すればいいんです。あなたは、国の責任者として、どう考えますか。

○政府委員(岡盛吉雄君) 午前中から、いろいろ土地災害並びに都市の今後の防災的な考慮のもとに永久の施設をしなければならぬというところについて、いろいろお触れになったわけでございますが、一番最初に臨海地帯、特に沖積層をかかえております東

京、あるいは伊勢湾、あるいは大阪、まあ代表的に申し上げますれば、そういったような地域におきましては、お話を通りに、かつての河川の沖積地帯でございます。また、建築研究所におきましても、また地理調査所におきましても、いろいろ地耐力並びにその施設の配置につきましての調査を、部分的にかなり進めておるのでございます。従つて、われわれもいたしましては、ごく最近でございますが、昭和三十年に国土総合開発の調査をいたしました。京浜工業地帯の川崎を中心とした地耐力調査を実施いたしましたのでございます。その後資源調査会から、科学技術庁長官あてに、都市域測定計画の推進に関する勧告が行なわれまして、建設省といたしまして、昭和三十三年三十四年の両年度に、調査計画を立案いたしました。予算を要求いたしましたのでございますが、その予算に關しましては、今日までまだ予算の計上がみえておらぬ、田中先生は、この点を非常によく御承知で、午前中から、いろいろ御懇談を受けたのでございますが、三十五年度の要求といたしましては、全

国のお話の沖積層に属する地帯の地盤調査というのを、三十五年度以降五カ年間で実施をいたしたい、その対象地域は、おおむね四億坪程度と考えておりますが、明年は、その第一年度といたしまして、八千九百万坪程度のものを要求いたしまして、そしてお話の通りに、ボーリングを初め、あるいは土質試験、物理探査、こういったようなものを徹底的に行なり、こういったこと

で、今大蔵省と、いろいろ相談をいたして

して

して

して

して

して

して

して

して

して

して

して

して

して

して

ただいま出ておりました中に、海岸の堤防、あるいは河川の堤防、いずれも、これは防水、防潮施設でございます。まして、公共施設として都市を防護する、こういった方面の計画も、いわゆる名古屋市の当局といたしましては、非常に期待をいたしておりますので、名古屋はもとより、その他の東京、あるいは大阪等の類似地帯における防潮、護岸、あるいは防水施設の公共事業の計画につきましても、河川局において、いろいろ検討をいたしておられますので、われわれも、その線に沿つて、同時に名古屋並びにその他の行政庁と相談をしているような状況でございます。

○田中一君 そこね、今八千万程度と言つたが、そんなもの、だめですよ。もうね、必ず高潮がくる地帯がわかってるんですからね。これは八千万どころじゃないですよ。その三倍ぐらい初年度につけて、五年計画じゃないですよ、これは。永久ですよ。永久に追つかけてこなければならぬので、すよ。地盤沈下、かさ上げ、地盤沈下、かさ上げ、それで追つかけてこなければならぬのですから、それで、もう少し、大臣が腹をきめて要求しなければならぬです。僕はさういふんきのうなんか、佐藤大蔵大臣に聞かすために言ってるんですからね、さうしなければだめです。

それは、今さういふ計画があつて、去年もことしも、さうやって予算化できないというところは、災害を待っているのが、今の国の政治の現状だということ、逆説すれば言えるのですよ。一つ、その今の計画は、推進して下さ。さうして初めて、今度は、住宅の

推進して下さ

推進して下さ

推進して下さ

推進して下さ

宅地の問題なり、それから河川局の方で、築堤の面でも、護岸の面でも、そこから出発しなければならぬのじゃないかというのですよ、ということを書いたかったんです。

それから、もう一つだけ聞くのです。ね、きのう、これは時間がなくて、村上さん、時間がなかったの言わなかったのが、念を押さなかつたのです。ね、きのうお目にかけたあの地理調がとった空中写真ですね。あれは、私なんかちよつと理解できなかったのですが、専門家が写真とてみると、これはどういふ高さを持っている、すぐわかるのだそうです。そういう職人がいるのだそうです。これをね、どうしてもしなければなりません。一番最初には、これは生命を守るためです、第一に……。次に、逃げ場をきめておくということですね。海岸堤防が破れた場合には、どの地区の者は、どの地区に逃げるといふ逃げ場をきめておくために、応急の問題としては、空中写真を全部とって、まず最初に、危険区域をとちやつて、逃げ場をきめることが急務です、これは。そうしてかつての陸軍時代にあつた陸地測量部、これが、今よりやくその古い地図が、五万分の一の地図、よく登山家なんか持って歩く地図、あの地図だけが頼りなんです。

ところが、御承知のように、山は木を切り、治山というものは、もう忘れておつた。そうして現状、年々の災害によつて、国土の形は変貌しているのです。これを、国土全体を責任もつて保全しなければならぬ立場の建設大臣が、何ら国土の姿というものを鳥瞰する何ものも持っていないということ

です。あなた、持っていないでしよう。これじゃいけないのです。どの一つの山はこうなっている、木がこれくらい生えている、このがけつづらは、こういう崩壊があるというところは、常に頭になくちやならない。この地図を作るならば、簡単なんです。

日本全土の地図を作るのに、せんだつて飛行機を一台、三十四年度の予算でもつて、買ってやつたのです。ね、地理調に。あれで足りなければ、借り上げればいいのです。そうして十五億あれば、日本全土の地図というものを写真にとれるのです。そうすると、資源調査会が発表した洪水予測の地形図がでる。五千人も人間殺す必要がなかつたのです。これは大事であつて、この堤防が切れた場合には、高潮の水がこまどくる。こまどき水する。従つて逃げるルートをきめておけばいいのです。災害救助法が発動する——じゃないです。まだ、予測して安全な所に退避しようというところの地図さえ、できていないわけですよ。これは一つ、三十五年度の予算には、本年度の災害にかんがみて、この地形図の作成というのを強力に推し進めていたいただきたいのです。あなたの所管の地理調査所がやつているのです。

これを、今度都市の分を二千五百分の一、それから農村、山間部、こうしたものは、五千分の一で拡大して、これは、何でもない作業です。こうすると、これが、大体百五十から百八十億くらいかかるでしょう。こういうものを、全部作らなければ、根本的な防災策はない。国土保全の対策は立たないわけなのです。地上に現われておるもの

と、地下の現象というものを知らなければ立つたものではないのです。

これが忘れられておるということ。これは、国から出しておる経済白書を見ても、常に経済ベース、収益が早くこなければ実施しないのだということなんです。ね、こういう考え方は、典型的な資本主義の考え方なのです。金持、資金があるところには、何でもしてあげましょう。日本の国費をつぎ込んであげましょう。しかしながら貧乏な地域、収益が上らない地域に對しては、国の予算をあげませんという。これは、やはり、これも災害待ちの姿、政治なんです。災害を待つておる、常に原因は、台風にあるのです。もう一つの原因は、地下にあるのです。

この二つの問題を、どうか一つ三十五年度には、強力に推し進めて、恒久対策のもとになるところの資料ですから、ぜひとも推進していただきたい、こう思ふのです。

○国務大臣(村上重吉) 昨日から、たびたび御指摘になつておられる点でありますので、私は十分、これは納得することができましたが、昨日の話では、どうも二百億もかかるのかというのと、ちよつとびつくりしたのです。

が、(「一年二、三億ですよ」と呼ぶ者あり)しかし十四、五億で、国土の基本図ができるということになれば、一応私どもの方としては、積極的に予算的にも努力して参りたいと思つております。その上で十分、一朝有事に備えていくことができれば非常に幸い

だと思つております。十分努力いたします。

○小酒井義男君 一言だけ私も建設大臣に、一つ強力に推進してもらいたいというところで申し上げておきたいのですが、昨日も、十分間の時間で、私があまりしゃべつておると、大臣の答弁を受けておるうちに済んでしまふすが、簡単に言つておいたのですが、私、極端なことをすれば、雨が降つたら、もうすぐ雨が漏る、風が吹いたら、軒が傾くというふうな家庭に、大ぜいの子供をかかえておつて、それをやらすにおつて、その主人公が、何か競輪かゴルフでもやつておるような姿が、今日、日本の姿じゃないかというふうな私は氣がえするのです。

一番大事なことは、やはり国土の保全ということが、最も初歩的な条件として、国民生活の基盤になつて私はいふと思ふのです。そういうことがなほざりにされておるといふことが、これが今までの政治の私は盲点だと思ふのです。大地に足を踏みしめよといつても、踏みしめる大地が、そういうことで、しっかりとっておらんのです。ね、そういうことをやるといふことは、やはり政治として、最も重点的にやるべきだといふことを、もつと強く主張せられて推進をしていただく価値のあるものだと思うのです。

そういう点で、一つ田中委員の言われたことの蛇足のようになつておるのですけれども、十分、一つやつていただきたい。

○国務大臣(村上重吉) 国土保全につきましては、私も多年このことを、ほとんど私の政治生活と申しますか、私にぶんどり合つてやつていたのじゃ、

も、また今日まで、私がやつて参りましたことすべて、私は、国土保全であつたと思ひます。いろいろと御批判があらましたが、岸内閣と申しますか、この政府の、どうしても国土保全には、総力をあげて参るといふことを、たびたび総理もお答えいたしております。私どもも、この際何とかして、台風から国土を防御したい、守りたい、かように思つております。

しかも、この災害によつて、台風による被害者の多くは、これが農村であり、あるいは漁村である、こういうふうな比較的国民の中でも、個人的には、力の比較的弱いところに、その被害を及ぼしておることを考えますと、私どもはどうしても、いかなることをいふでも、とにかくにもその緊要度の高いところから、災害防除を十分やつていかなければならぬといふことは、私は痛感いたしております。でありますから、政府としてはほんとうにいわゆる多数の、これらの人たちの生命財産の安定のために、いわゆる民生の安定のために、十分に努力するように決意いたしておりますので、どうか一つ、その辺につきまして、なお私ども足らぬところは、叱咤激励していただいて、一つ、これは党派のいかにかわからず、国土保全に御協力をお願いいたしたいと、かように思つておる次第であります。

○田中一君 最後に、水の制度なんです。水利行政というものは、今のような形では、結局これは、やはり災害を待つ状態になつちやうのです。一体、水をこのように、勝手気ままにぶんどり合つてやつていたのじゃ、

これはだめです。足りないはずですよ。調査室で、僕は調べさせたのですが、ことしの春から、もう水飢饉だといつて大騒ぎをして、新聞にも、何十回となく出ているのですよ。あつちでもこつちでも、水飢饉でもって、農民が水争いをやっているのです。ところが、一たん水がくると、こういうような大災害になるわけです。

水の制度というものは、水の行政というものが、やはり国として、これは、きのうも言っているように、日本の唯一の資源なんです。ほかには、日本、これだけが日本の資源で、アメリカのように、台風が来たつて、広い土地を持つておつたら、水にたよる場合もあるかもしれない。日本は、そうじゃない、この脊骨のような高い山を持つていて、両側の海へ、最短距離で流れておるといふ地形にある日本は、水を逃がさないことが大事なんです。行政面を見ますとみんな勝手ほうだいに、総合性なく使つておるわけですね。これは私は、日本の防災の見地からいつても、国の将来の繁栄というものを考える面からいつても、これは、一つこの制度というものは、分取り主義じゃなく、総合性のある水制度を考えてもらわなければならぬと思うのです。ちよつと雨が少ないと、大騒ぎです。ちよつと降ると、これまた大騒ぎです。だから、場合によれば、これは、気象も発達しておりますから、統計でもつて、今の学者は、おそろく算定できると思ふのです。それこそ夢じやございませぬ。山の中腹なら中腹へ、ため池をうんと作ることで、これは防災になります。そのかわり、早魃の場合には、それを流せばいいのです。

人間がふえた地域には、そこで取水して、飲料水に流してもいいのです。それが全部、水利権分取り主義です。まず第一に、各県、水利権は各地方公共団体の長が握つております。国が持つておるのじゃない、その行政区域で押えておるわけですね。使う面にくと、農林省、通産省、建設省、厚生省なんという工合に分け取り合つておる、それにもつていって、今度は地下水の問題、そう考えますと、私は、水法なんという法律ぐらい作つていいといふふうに再々言つておるのです。これは一つあなた、そういう点については、詳しい方なんだから、一つ閣議でも、一ぺんこの問題をぶち込んで、何かこの制度を、ほんとうのものにするこゝとですよ。これは民族の資源なんですから、何も県知事が持つておる資源ではないのです。そんなものを地方長官が持つていたり農業だ、工業だといつて分け取りすべき性質のものではないのです。

この点も一つ防災の見地から、国土保全の見地から、それから経済的な将来の日本の民族の繁栄のために、この制度を、一つ確立するように、御努力願ひたいと思ひます。

○国務大臣(村上勇君) 私、今田中委員の御指摘の通り、数十年来水の広域利用といふことについて、相当研究して参りました。

これは、私はまた別な角度から、要するに一滴の水も、これを粗末にしないようにといふことは、この資源の少ない日本としては、どうしても雨を輸出しなければいけぬ、年々歳々の雨量が、世界でも、日本が非常に都合よく雨が降つておる。この水を、ただいま

お説のように、上流に貯水して、それを一滴も粗末にしないように、あるいは動力化すとか、あるいは工業用水化すとか、水道とか、あるいは農業用水、あるいは水利の面でうまく利用しまして、そうしてこれによつて、いわゆる外貨獲得の原動力にするといふことになれば、結局、それは雨の輸出によつて、日本の産業も繁栄するのだ、日本の国も繁栄するのだといふようなことから、数十年前、これのみを研究して参りました。全くただいまの御意見は、私その通りだと思ひます。今後十分この点に關しましては、真剣に、われわれこの立場にいる者が検討いたしまして、いろいろな水の面について、まあ私は、昔よりも相当このころは、うまく利用はしておると思ひますけれども、まだまだわれわれとして、納得のいかない点がありますので、この点については、十分検討いたしまして、御期待に沿ひたい、かように思つておる次第であります。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ほかに、御発言はございせんか。——御発言もございせんようですから、小委員会における審議は終了したものと認めて、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稲浦鹿蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、委員会における小委員会の審議の経過の報告の内容は、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(稲浦鹿蔵君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

それでは、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会